

(案)

**那珂市
障がい者プラン**

(那珂市障がい者計画・障がい福祉計画)

平成24年3月

那 珂 市

はじめに

現在、国においては、障がい者の権利保障に関して国際的な動向に対応するため、制度改革についての議論が進められております。これを受け、このたび障害者基本法が改正され、また、新たに障がい者の虐待防止法が施行されるなど、障がいのある方を取りまく社会環境に大きな変革がみられるところです。



特に、改正障害者基本法においては、障がい者の『基本的人権』に初めて言及し、また障がい者の定義についても、『障がいは個人に属するもの』というこれまでのとらえ方から更に踏み込み、『社会的な障壁によって障がいは生み出される』という“社会モデル”の考え方が新たに加えられました。

これにより、私たちは、障がいのある方の社会参加および共生社会の実現のため、これらをはばむあらゆる社会的障壁を取り除くことに、一定の責任を負うこととなりました。

このように、障がい福祉を推進するうえで大きな転換が図られつつあるこのときに、本市において「障がい者プラン」を策定し、今後5年間にわたって進めていくべき施策が明らかになったことは、まさに時機を得たものと考えます。

本プランでは、改正障害者基本法の理念と目的を根底に据え、『ともに暮らし ともに輝くために』を計画の基本理念に掲げました。そして、この理念を実現するため、一つ目には『ノーマライゼーションの地域社会の実現』、二つ目には『障がい者の自立と社会参加を支援するための障がい福祉サービスの提供』、三つ目として『ライフステージに応じたリハビリテーションの理念に基づく施策の展開』を図っていくと定めたところです。

本市における市政運営の柱である“一人ひとりが輝くまち”「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現”のためにも、本プランの推進は大きな意義を持つものです。

私は、障がいのある方のみならず、すべての市民に安心・安全をお届けし、住んでよかったですと感じられるまちづくりに向けて、本プランに掲げた施策に着実に取り組んでまいります。関係各位および市民の皆様には、市政運営のパートナーとして、ご理解とご支援、ご協力を心からお願い申し上げます。

最後に、本プランの策定にあたり、慎重なるご審議を賜りました障がい者プラン推進委員会委員各位をはじめ、アンケート調査に貴重なご意見をお寄せくださいました市民の皆様に深く感謝申し上げます。

平成24年3月

那珂市長 海野 徹

- ◇ 本市においては、平成24年度から法令等の名称を除き、「障害」の表記は「障がい」とします。

目 次

第1章 計画の考え方

第1節 計画の趣旨

1. 計画の背景	2
2. 計画策定の目的	4
3. 計画の位置づけ	4
4. 計画の期間	5
5. 障がいのある人等の計画策定への参加	5
6. 計画の推進	5
7. 基本目標の評価	6

第2節 障がいのある人をめぐる現状

1. 障がいのある人の現状	7
2. 障がい者のための施策の現状	11

第3節 計画の理念と施策の体系

1. 計画の理念	15
2. 基本視点	15
3. 計画の基本目標と施策	16
4. 施策の体系	17

第2章 施策の展開

基本目標1 保健・医療の充実

- 施策の方向1 健康づくり・障がい予防の推進
- 施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進
- 施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

基本目標2 地域生活支援の充実

- 施策の方向1 障がい福祉サービスの円滑な推進
- 施策の方向2 障がい福祉サービスの基盤整備
- 施策の方向3 地域生活支援事業の充実
- 施策の方向4 在宅サービスの基盤整備
- 施策の方向5 生活安定・経済的自立の支援

基本目標3 教育・育成の推進

- 施策の方向1 障がい児の育成支援
- 施策の方向2 特別支援教育の推進

基本目標 4 雇用・就労の支援	37
施策の方向 1 雇用・就労の場の拡大	
施策の方向 2 職業リハビリテーションの充実	
基本目標 5 社会参加の促進	40
施策の方向 1 文化・スポーツ活動等の振興	
施策の方向 2 情報提供・コミュニケーション支援の充実	
施策の方向 3 選挙における投票行動の促進	
基本目標 6 住みよいまちづくり	44
施策の方向 1 バリアフリーの生活環境整備	
施策の方向 2 災害時支援・防犯対策の推進	
施策の方向 3 地域支援体制の整備	
施策の方向 4 障がいのある人についての理解の促進	
第 3 章 重点事業と計画の推進	
第 1 節 ライフステージ別重点事業	50
第 2 節 計画の推進	
1. 計画の推進体制	55
2. 事業の評価	55
3. 基本目標の評価	56
第 4 章 第 3 期障がい福祉計画	
第 1 節 計画策定の基本指針	
1. 計画の策定	58
2. 計画策定の基本的な指針	58
3. サービスの数値目標の設定にあたって	59
第 2 節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込み	
1. 施設入所者の地域生活への移行と就労支援	60
2. 指定障がい福祉サービス量等の見込み	62
第 3 節 地域生活支援事業等の見込み	
1. 地域生活支援事業の見込み	65
2. 障がい児通所支援の見込み	67
資 料	70

第 1 章

計画の考え方

第 1 節 計画の趣旨

第 2 節 障がいのある人をめぐる現状

第 3 節 計画の理念と施策の体系

第1節 計画の趣旨

1. 計画の背景

《国の動向》

障がい者施策の基本理念を定めた「障害者基本法（昭和45年制定・平成5年に現在の法律名に改正）」は、平成16年の障がい者の定義の見直しをはじめ自立と社会参加への支援や差別禁止を盛り込む大幅な改正を経て、平成23年7月、更に抜本的な改正が行われました（※1）。今回の改正では、①障がい者の基本的人権②障がい者の定義として「社会的障壁（※2）」により障がいが生み出されること③社会的障壁の除去にあたって「必要かつ合理的な配慮（※3）」がされなければならないこと④「合理的配慮」を行わないことは差別にあたること、等が明記されました。

また、長年の懸案であった「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成23年6月に成立し、更には福祉サービスの内容を定めた「障害者自立支援法（平成17年制定）」を廃止して「障害者総合福祉法（仮称）」を制定するための議論が、現在進められています。

これらの制定・改正は、平成21年12月に内閣に設置された「障がい者制度改革推進本部」による、国連の「障害者の権利に関する条約（仮称・平成18年採択）」の締結に向けた国内法整備をはじめとする集中的な改革のひとつとなっています。このように、特に平成23年は、障がい者を取り巻く重要な法律が大きく変革する時期となっています。

【関連法等の概要】

- 「発達障害者支援法（平成16年成立）」により、この障がいの定義の明確化と支援体制の構築が図られることとなった。
- 「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（「バリアフリー新法」（平成18年成立）」により、障がいのある人等が日常生活等において利用する施設や経路を一体的にとらえた総合的なバリアフリー化の推進が図られることとなった。また、

※1 「障害者基本法の一部を改正する法律」（平成23年7月成立）

※2 「社会的障壁」の定義は、障がいのある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一辺のもの、とされた。

※3 いわゆる「合理的配慮」とは、「障害者権利条約」における概念であり、第2条の定義をもとに解釈すると、「障がいから発生する問題の解決を障がい者個人の自助努力に求めるのではなく、社会的な環境を適切な変更や調整をすることで解決すること。そして、それは過大な負担でない限り、社会に対して当然求められるもの」となる。障がいのない人にあたりまえに保障されている権利を障がい者にも平等に保障する基本的人権の行使である。

バリアフリー（※4）とともにユニバーサルデザイン（※5）をあわせて推進するための「バリアフリー・ユニバーサルデザイン推進要綱」が平成20年度に決定している。

- 「教育基本法」が全面的に改正され、障がい児についても、その障がいの状態に応じ十分な教育が受けられるよう、必要な支援を国及び地方公共団体が講じなければならないとされ、また「学校教育法の一部を改正する法律」により、障がい児に柔軟に対応し、適切な指導・支援を行うため、従来の養護学校が特別支援学校の制度に転換された。（どちらも平成18年成立）
- 「スポーツ振興法」が全面改正され、「スポーツ基本法」として施行された（平成23年8月）。これにより、新たに障がい者への配慮に関する項目が基本理念として加えられた。
- 「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、平成18年の改正により精神障がい者を新たに対象に加えたほか、雇用支援制度の拡充が図られた。また平成21年には、中小企業の障がい者雇用の一層の促進、短時間労働に対応した雇用率制度の見直し等を内容とする改正が行われ、障がいのある人の就業機会の拡大と職業的自立の促進が図られることとなった。

《県の動向》

県では、平成15年3月に障がい者施策の基本となる「いばらき障害者いきいきプラン」を策定し、「ノーマライゼーション（※6）」と「完全参加」を基本理念として施策の総合的な推進に取り組んでいます。

また、福祉的就労に従事している障がい者が、地域で自立した生活を送るに十分な収入の確保をめざして、工賃水準の引き上げを図る「障害者工賃倍増5か年計画」を平成20年3月に策定しています。

その他、「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例（平成8年）」により、障がい者を含むすべての人が安心して快適に暮らせるまちづくりのため公共的施設等の整備を行っています。また、他人へのおもいやりに満ちた社会の形成を提唱する「いばらきの快適な社会づくり基本条例（平成19年）」の基本理念に基づき、平成23年10月より「いばらき身障者等用駐車場利用証制度」を導入し、車いす用駐車スペースが適正に利用されるよう、意識の啓発を図っています。

※4 バリアフリー：人を隔てたり、行動を妨げたりする障壁（バリア）を除去することを表す言葉で、4つのバリア（物理的バリア、制度のバリア、文化・情報のバリア、意識のバリア）が定義されている。

※5 ユニバーサルデザイン：年齢や性別、身体的能力等の違いにかかわらず、はじめからすべての人が使いやすいように製品や建物、空間をデザインしようとする考え方

※6 ノーマライゼーション：障がいのある人を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、ともに生きる社会こそノーマルな社会であるとの考え方

《市の取り組み》

平成17年1月に那珂町と瓜連町が合併したことにより「那珂市」が誕生し、平成19年3月には、市制施行後初の「那珂市障害者プラン」が策定されました。この中で、障害者基本法に基づく障がい者のための施策に関する基本的な計画を定めるとともに、障害者自立支援法に基づき、障がい福祉サービスの数値目標を掲げました。この5年の間、本プランにより進めてきた障がい者施策等について必要な見直しを行いつつも、基本的な理念や目標を継承しながら、更なる障がい福祉の推進を図るために、今回新たな「障がい者プラン」を策定することとなりました。

2. 計画策定の目的

ノーマライゼーションの地域社会の実現や、障がい者の自立と社会参加を支援するための障がい福祉サービスの提供、そして、ライフステージ（※7）に応じたりハビリテーションの理念（※8）に基づく施策の展開のため、本プランを策定します。

3. 計画の位置づけ

本プランにおいては、ひとつには、障害者基本法第11条による「障害者のための施策に関する基本的な計画」を本市の「障がい者計画」として定めています。ふたつには、障害者自立支援法第87条の厚生労働大臣による「基本的な指針」に基づいて定める、同法第88条「障害福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画」として「第3期障がい福祉計画」を定めています。

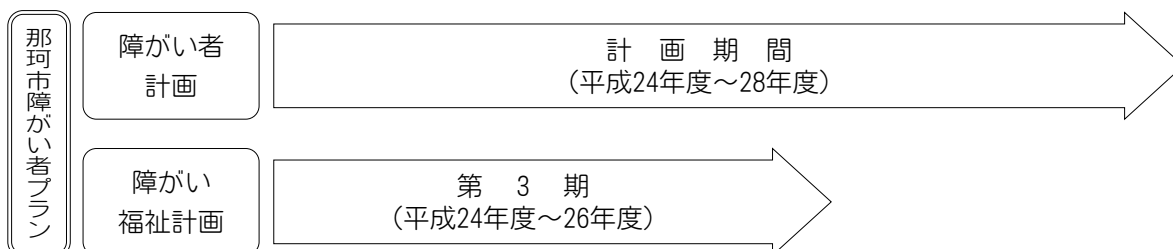
また、本市における行政運営の基本となる「第1次那珂市総合計画」に適合した障がい者施策の基本的な計画として、本プランを位置づけます。

※7 ライフステージ：人の一生を少年期・青年期・壮年期・老年期等に区切った、それぞれの段階

※8 「機能訓練」という意味だけでなく、障がい者の全ライフステージにおいて医学的、教育的、職業的、社会的の4つの分野のリハビリテーションを総合的に推進していくという考え方

4. 計画の期間

本プランのうち、「障がい者計画」は平成24年度から平成28年度までの5年間とし、「第3期障がい福祉計画」は平成24年度から平成26年度までの3年間とします。なお、それぞれの最終年度を次期計画の策定期間とします。



5. 障がいのある人等の計画策定への参加

策定にあたる市障がい者プラン推進委員会の委員を、障がい者団体を含めた福祉関係団体の代表者に委嘱することに加え、策定に先立ち、障がい者及び障がい児に対しアンケート調査を実施しました。

また、パブリックコメントの実施や、市地域自立支援協議会（※9）に意見を求めるほか、平成21年度に同協議会が行った「障がい者実態調査」の結果を参考にする等、障がい者を含め、広く市民の意見、要望が反映されるように努めました。

★アンケート調査の概要

調査は、郵送方式により平成23年4月20日から5月20日までを回収期間として実施しました。

区 分	配布数	回収数	有効回収数	有効回収率
在 宅 者	938	529	460	49.0%
入所・入院者	82	58	57	69.0%
合 計	1,020	587	517	50.7%

6. 計画の推進

計画策定後は、市の行政評価システム及び市障がい者プラン推進委員会において進捗状況の点検・評価を行うことで、年次的に計画内容の確実な推進を図ります。

※9 地域自立支援協議会：障害者自立支援法により市町村等に設置されるもので、地域の関係者間で課題を共有し、それを踏まえて地域のサービス基盤の整備を進める役割を担う。「第3期障がい福祉計画」の策定にあたっては、その意見を聴くよう努めることとされている。

7. 基本目標の評価

平成19年策定の「障害者プラン」では、6つの基本目標について、障がい者アンケートによる「満足度」向上のために設定した「めざそう値」の達成度を評価基準としました。また同時に、その評価は次期計画に向けた見直し年度に行うとしており、前計画における基本目標の評価結果は下表のとおりとなりました。今回のプラン策定にあたっては、この結果を踏まえて見直しを行います。

基本目標	主な施策の項目	平成18年 現状値	めざそう値	平成23年 評 価
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策	30.6%	40%	37.7%
	*保健・医療・福祉などのネットワーク	43.5%	50%	53.2%
地域生活支援の充実	*福祉サービス等の相談体制	61.1%	65%	59.2%
	*福祉サービスの利用しやすさ	58.1%	60%	55.0%
教育・育成の推進	*障がい児の教育・育成（全体）	43.7%	50%	45.6%
	*障がい児の教育・育成（障がい児）	24.3%	30%	28.6%
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保	28.9%	30%	30.7%
	*職業訓練・職業能力の開発	30.3%	35%	34.7%
社会参加の促進	*情報保障・コミュニケーション支援	37.0%	40%	40.0%
	*月に1回程度以上の外出者割合	81.1%	81%	91.1%
住みよいまちづくり	*障がい者理解についての啓発・広報	54.9%	60%	50.5%
	*バリアフリーのまちづくり	33.3%	40%	37.8%
総 合	*身近な人の障がい者「理解度」	64.8%	70%	53.5%
	*まちの「住みよさ度」	65.0%	70%	64.8%

第2節 障がいのある人をめぐる現状

1. 障がいのある人の現状

《市の人口》

本市の人口は、55,949人（平成23年4月1日現在）で、障がい児（※10）に該当する17歳以下の層及び18歳から64歳までの層の人口が、ともに減少傾向にある中、65歳以上の年齢層は増加傾向にあります。

表1-1 人口の推移

区分	平成20年	平成21年	平成22年	平成23年
総数	56,432	56,261	56,110	55,949
0歳～17歳	9,366	9,255	9,131	8,990
18歳～64歳	34,543	34,095	33,722	33,554
65歳以上	12,523	12,911	13,257	13,405

※ 各年4月1日の住民基本台帳登録人口

《障がい者の状況》

身体障害者手帳交付者数は年々増加し、平成23年3月31日現在1,649人（人数は障がい児を含む。以下同じ）で、平成8年度と比較して1.25倍となっています。等級別にみると、1級・2級の重度障がい者が全体の52.3%（863人）を占めており、また、障がい別では肢体不自由と内部障がいで79.4%（1,310人）となっています。また、年齢別でみると65歳以上が64.2%（1,059人）を占め、障がい者における高齢化が顕著に表れています。

知的障がい者に交付される療育手帳の所持者は、378人で微増傾向にあり、そのうち重度障がい者（㊤及びA）は216人で、57.1%となっています。

精神障害者保健福祉手帳（※11）交付者は181人ですが、精神科に通院して自立支援医療（精神通院医療）制度（※12）を利用している人は623人にのぼり、年々増加しています。

その他、一般特定疾患医療受給者証、小児慢性特定疾患医療受診券（※13）を受給している難病患者はあわせて333人で、微増傾向にあります。

※10 障がい児：身体障がい、知的障がいともに、18歳未満は障がい児（18歳以上は障がい者）

※11 精神障害者保健福祉手帳：一定の精神障がいの状態にあることを認定して交付される。障がい福祉サービスをはじめ各種支援を受けることで自立と社会復帰及び社会参加を促す。

※12 自立支援医療（精神通院医療）制度：精神疾患治療のための通院医療費の90%を保険と公費で負担する制度で、障害者自立支援法に基づく。

※13 一般特定疾患医療受給者証：一般特定疾患治療研究事業（公費負担制度）により難病患者の医療費を助成するもので、対象の56疾患に罹患した者に交付されるもの

小児慢性特定疾患医療受診券：対象の11疾患に罹患した小児の医療費を助成する制度により交付されるもの

表1-2 ア 障がい者数の推移

区 分		平成 8年度	平成 19年度	平成 20年度	平成 21年度	平成22年度		対8年度 増減数	22年度 ／8年度
						実数	構成比(%)		
身体障がい者計		1,289	1,490	1,550	1,573	1,613	100.0	324	1.25
等級別	1級	432	510	527	519	530	32.9	98	1.23
	2級	250	304	308	304	312	19.3	62	1.25
	3級	197	239	257	268	272	16.9	75	1.38
	4級	185	257	268	294	310	19.2	125	1.68
	5級	140	94	100	98	98	6.1	-42	0.70
	6級	85	86	90	90	91	5.6	6	1.07
種類別	視覚障がい	142	182	191	191	197	12.2	55	1.39
	聴覚・平衡機能障がい	97	105	112	113	116	7.2	19	1.20
	音声・言語・そしゃく 機能障がい	19	19	20	21	22	1.4	3	1.16
	肢体不自由	750	789	817	821	825	51.1	75	1.10
	内部障がい	281	395	410	427	453	28.1	172	1.61
身体障がい児計		26	39	37	39	36	100.0	10	1.38
等級別	1級	11	11	11	13	12	33.3	1	1.09
	2級	10	9	10	10	9	25.0	-1	0.90
	3級	2	9	8	8	10	27.8	8	5.00
	4級	2	5	4	4	3	8.3	1	1.50
	5級	0	1	0	0	0	0.0	0	0.00
	6級	1	4	4	4	2	5.6	1	2.00
種類別	視覚障がい	0	1	0	0	0	0.0	0	0.00
	聴覚・平衡機能障がい	9	8	8	7	4	11.1	-5	0.44
	音声・言語・そしゃく 機能障がい	2	1	0	0	0	0.0	-2	0.00
	肢体不自由	12	20	21	22	23	63.9	11	1.92
	内部障がい	3	9	8	10	9	25.0	6	3.00
知的障がい者計		185	267	281	282	292	100.0	107	1.58
等級別	㊤A	28	56	59	60	61	20.9	33	2.18
	A	76	109	114	112	118	40.4	42	1.55
	B	60	67	68	72	70	24.0	10	1.17
	C	21	35	40	38	43	14.7	22	2.05
知的障がい児計		47	72	79	85	86	100.0	39	1.83
等級別	㊤A	15	15	16	17	16	18.6	1	1.07
	A	13	22	20	24	21	24.4	8	1.62
	B	13	15	16	12	15	17.5	2	1.15
	C	6	20	27	32	34	39.5	28	5.67
精神障害者保健福祉手帳		11	151	161	164	181	100.0	170	16.45
等級別	1級	1	32	26	25	27	14.9	26	27.00
	2級	8	81	94	101	115	63.5	107	14.38
	3級	2	38	41	38	39	21.6	37	19.50
自立支援医療（精神通院）		120	523	539	567	623	—	503	5.19
一般特定疾患医療受給者証交付者		144	233	266	280	287	—	143	1.99
小児慢性特定疾患医療受診券交付者		—	57	47	47	46	—	—	—

注1：数値は、各年度3月末日

注2：身体障がい者は18歳以上の身体障害者手帳所持者、身体障がい児は18歳未満の身体障害者手帳所持者
知的障がい者は18歳以上の療育手帳所持者、知的障がい児は18歳未満の療育手帳所持者
(出所「身体障害者手帳交付台帳登録数調」、「療育手帳交付状況調」)

表1-2 イ 年齢別の身体障がい者の状況（平成22年度末）

区分	視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由	内部障がい	計
18歳未満	0	4	0	23	9	36
18～64歳	55	46	11	308	134	554
65歳以上	142	70	11	517	319	1,059
合計	197	120	22	848	462	1,649

《障がい児の就学状況》

水戸市又はひたちなか市にある養護学校の小学部・中学部・高等部に、あわせて72人が在籍しているほか、市立小学校及び中学校に設置された特別支援学級には、それぞれ35人、36人が在籍して、障がいに応じた指導を受けています。

表1-3 障がい児の就学状況（平成23年5月1日）

区分		小学部		中学部		高等部		訪問教育	
		総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市	総数	うち那珂市
身体障がい	水戸養護学校	73	3	53	5	66	2	8	0
	水戸聾学校	28	0	9	1	23	1		
知的障がい	茨城大学教育学部 附属特別支援学校	19	3	17	2	21	0		
	水戸高等養護学校					141	5		
	勝田養護学校	132	24	78	13	138	11	23	2
合計		252	30	157	21	389	19	31	2
区分		総数	うち特別支援学級	総数	うち特別支援学級				
市立小・中学校（16校）		3,055	35	1,441	36				

《雇用の状況》

「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、障がい者（身体障がい者・知的障がい者）を1人以上雇用する義務のある民間企業、公共団体等を対象に、毎年6月1日現在の雇用状況を調査しています。近年は企業の理解も進んだことで、法定雇用率（※14）の達成度は向上しています。

なお、平成18年の法律改正により、身体及び知的障がい者に加え、精神障がい者が算定対象となりました。

※14 法定雇用率：民間企業（56人以上の規模）は1.8%、地方公共団体（48人以上の規模）は2.1%、教育委員会（50人以上の規模）は2.0%

表1-4 ア 民間企業における雇用の状況（各年6月1日調査）

区 分	企業数	算定基礎 労働者数	障がい者数(実数)			算定上の 障がい者数 ※	実雇用率 (%)	雇用率達成 の企業数	達成企業 の割合(%)	
			身体	知的	精神					
茨 城 県	平成22年度	1,097	222,518	1,930	610	118	3,568.0	1.60	560	51.0
	平成21年度	1,105	213,896	1,814	538	87	3,292.0	1.54	560	50.7
	対前年比(%)	-0.7	4.0	6.4	13.4	35.6	8.4	ポイント 0.06	0.0	ポイント 0.3
ハローワーク 水戸管内	平成22年度	267	67,145	595	129	39	1,078	1.61	121	45.3
	平成21年度	279	62,829	500	106	35	915	1.46	113	40.5
	対前年比(%)	-4.3	6.9	19.0	21.7	11.4	17.8	ポイント 0.15	7.1	ポイント 4.8

※ 重度の身体及び知的障がい者は1人の雇用で2人として、また、精神障がいの短時間労働者は0.5人として算定

表1-4 イ 県内市町村における雇用の状況（各年6月1日調査）

区 分	団体数※	算定基礎 労働者数	障がい者数	実雇用率(%)	法定雇用率 達成団体数	
県 内	平成22年度	60	21,268	512.5	2.41	54
	平成21年度	61	21,454	527.5	2.46	58
	対前年比(%)	-1.6	-0.9	-2.8	ポイント -0.05	-4
ハローワーク 水戸管内	平成22年度	11	3,864	87	2.25	10
	平成21年度	11	3,875	90	2.32	10
	対前年比(%)	0.0	-0.3	-3.3	ポイント -0.07	0.0

※ 本庁、教育委員会、企業局

表1-4 ウ 求職登録等の状況（ハローワーク水戸管内の平成22年度実績）

区 分	合 計	身体障がい者	知的障がい者	精神障がい者	その他※
登 録 者 数	2,076	1,208	645	210	13
有効求職者数	466	201	135	121	9
紹 介 件 数	2,072	823	487	687	75
就 職 者 数	263	105	71	76	11

※ 発達障がい、難病、高次脳機能障がい

表1-4 エ 県内障がい者就職面接会の実施状況

区 分	開催回数	求 人		求 職	採用決定者数				就職決定 割合
		事業所数	求人数		合 計	身 体	知 的	精 神	
平成22年度	10回	375	763	1,858	194	117	41	36	10.4%
平成21年度	10回	316	602	1,813	180	116	49	15	9.9%
対前年比(%)	0.0	18.7	26.7	2.5	7.8	0.9	-16.3	140.0	0.5ポイント

《障がい年金と各種手当の受給状況》

障がい者の生活の基盤となる経済的支援として、障がい年金と各種手当の制度があります。

表1-5 障がい年金の受給者数

区 分	国民年金	厚生年金
1 級	342	26
2 級	313	85
3 級	—	80
合 計	655	191

※ 平成23年3月31日

表1-6 各種手当の受給者数

区 分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
特 別 障 が い 者 手 当	36	33	36
障 が い 児 福 祉 手 当	23	23	24
特 別 児 童 扶 養 手 当	73	75	85
在宅心身障がい者(児)福祉手当	131	132	159

2. 障がい者のための施策の現状

《障がい福祉サービスの状況》

平成18年度より、障害者自立支援法に基づき福祉サービスを提供しています。この法律は、障がいのある人が、住みなれた地域において自立した日常生活と社会生活を送れるよう支援することを目的としており、「入所施設から地域へ（※15）」と提唱しています。このため、身体介護や家事援助等の居宅でのサービスはもとより、日中活動の場として、地域の通所事業所の利用が拡大しています。

※15 「地域」には、在宅のほかグループホームやケアホームでの生活も含まれる。

表2-1 在宅サービスの推移

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度	伸び率 H22/H20	
自立支援給付 ※各年10月の実績	訪問系サービス (居宅介護、 重度訪問介護)	身体障がい者	12	12	20	1.67
		知的障がい者	6	5	6	1.00
		精神障がい者	7	12	15	2.14
		障がい児	3	0	0	—
		計	28	29	41	1.46
	日中活動系サービス (生活介護、自立訓練、 就労移行支援、 就労継続支援、 児童デイサービス、 短期入所)	身体障がい者	19	25	33	1.74
		知的障がい者	38	71	116	3.05
		精神障がい者	14	43	50	3.57
		障がい児	23	28	49	2.13
		計	94	167	248	2.64
地域生活支援事業 ※各年度末の実績	移動支援事業	身体障がい者	9	8	10	1.11
		知的障がい者	10	9	9	0.90
		精神障がい者	2	3	8	4.00
		障がい児	4	11	10	2.50
		計	25	31	37	1.48
	日中一時支援 事業	身体障がい者	1	0	1	1.00
		知的障がい者	6	9	5	0.83
		精神障がい者	2	0	0	—
		障がい児	44	42	49	1.11
		計	53	51	55	1.04
	地域活動支援 センター	身体障がい者	15	14	13	0.87
		知的障がい者	20	21	20	1.00
		精神障がい者	33	33	46	1.39
		計	68	68	79	1.16

表2-2 施設入所者と地域で生活する者の推移

区 分		平成20年度	平成21年度	平成22年度
施設入所者	施設入所支援	17	31	64
	旧法入所	65	40	10
	計	82	71	74
地域生活者	ケアホーム	9	13	17
	グループホーム	4	4	9
	計	13	17	26

《保健事業の状況》

母子保健事業では、乳児・幼児を対象に健康診査を実施し、その結果を踏まえた指導・相談により、子どもの障がいや早期に発見し、適切に療育等の機関に結びつくよう支援しています。

また、成人保健事業では、40歳から74歳の国保加入者を対象とした特定健康診査・特定保健指導を実施し、生活習慣病やメタボリックシンドロームの減少と、ひいてはそれらの病気から生じる障がいの未然防止を図っています。

2-3 母子保健事業

事業名		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		対象者	実績	対象者	実績	対象者	実績
健康診査	乳児第1回(3~6か月)	521人	341人	550人	359人	448人	366人
	乳児第2回(9~11か月)	532人	294人	577人	267人	467人	283人
	1歳6か月	474人	405人	419人	382人	427人	393人
	3歳児	390人	319人	479人	418人	463人	411人
訪問指導	乳児訪問	249人	237回	234人	248回	416人※1	392回
	幼児訪問	31人	31回	18人	28回	36人	36回
乳児健康相談(数値は延べ人数)		1,705人	1,252人	1,635人	1,174人	1,199人※2	984人
保育育成指導※3	親子通級教室	58組(延べ270組)		58組(延べ284組)		63組(延べ232組)	
	心理相談員相談	31組(延べ42組)		64組(延べ79組)		64組(延べ76組)	

※1 平成22年度より訪問指導の対象を、乳児のいる全戸とした。

※2 平成22年度より10か月乳児健康相談が廃止

※3 保育育成指導では、健康診査で発達に遅れがみられるため、指導が必要な親子に対して指導を実施

2-4 ア 特定健康診査事業

区分	平成20年度	平成21年度	平成22年度
対象者 (40~74歳の国民健康保険加入者)	10,050	10,056	10,081
受診者	4,086	3,749	4,129
受診率	40.7%	37.3%	41.0%

2-4 イ 特定健康診査後の保健指導

区分		平成20年度		平成21年度		平成22年度	
		対象者	実施者	対象者	実施者	対象者	実施者
① 特定保健指導	② 積極的支援	229	53	151	60	199	56
	③ 動機づけ支援	510	198	418	226	420	159
④ 特定保健指導以外の保健指導		233	81	405	161	546	163

① 特定保健指導：市国民健康保険事業の特定健診の結果により、内臓脂肪型肥満の者に対し生活習慣を改善するために行う保健指導

② 積極的支援：生活習慣改善のための支援を3か月以上継続して行う。

③ 動機づけ支援：生活習慣改善のための支援を行う(1回)。

④ 特定保健指導以外の保健指導：①に該当しないが、保健指導の必要がある者に対して行うもの

《バリアフリー整備の状況》

庁舎をはじめ市の公共施設については、おおむね障がい者に配慮したつくりとなっています。また、道路については、市役所前、図書館前、上菅谷停車場線及び駅南停車場線に点字ブロックが設置（総延長1,983m）されています。

整備にあたっては、「高齢者・障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」の定めに従うとともに、「第1次那珂市総合計画」や「那珂市都市計画マスタープラン」に整合した、より安全で住みよいまちづくりを目標として進めています。

表2-5 公共施設のバリアフリー化の状況

施設名	障がい者用駐車場	障がい者トイレ (※オストメイト併設)	点字ブロック	スロープ	エレベーター	バリアフリー対応住宅 (※障がい者対応住宅)
市役所本庁舎	●	●(※)	●	●	●	
瓜連支所	●	●	●	●		
図書館	●	●(※)	●	●	●	
中央公民館	●	●	●	●		
コミュニティセンター (総合センター・ら・ぼーる、よしの、よこぼり、ごたい)	●	● (※うち2か所)	●	●	●	
地区交流センター(注1)	5か所	5か所 (※うち2か所)	4か所	4か所	1か所	
総合保健福祉センター	●	●	●	●	●	
那珂聖苑	●	●				
小学校(11校)		5校 (※うち1校)		7校	2校	
中学校(5校)		2校		3校	1校	
都市公園(総合公園を含む13か所)	1か所	3か所	2か所	2か所		
その他公園(注2)		2か所		1か所		
歴史民俗資料館		●				
市営住宅(総戸数280戸)						121戸(※2戸)

注1 地区交流センター全8か所のうちコミュニティセンター4か所は重複してカウント

注2 一の関溜池親水公園、静峰ふるさと公園

《防 災》

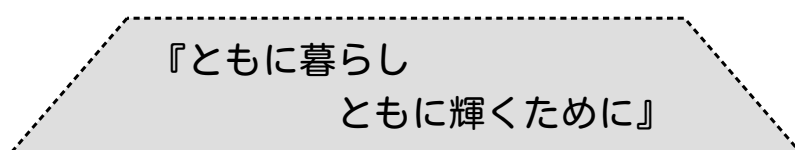
本市における災害発生時の体制は、「那珂市地域防災計画」により災害の種別ごとに定められています。また、「那珂市災害時要援護者支援制度」により、障がい者等が地域の支援により迅速・的確に避難できるよう、個別の支援プランを作成することになっています。更にこの制度は、市社会福祉協議会の地域の見守りあいを軸とした「あん・しん・ねっと事業」と緊密に連携しています。

平成23年3月11日の東日本大震災は、これらの制度づくりを段階的に進めている最中での被災となりました。市民の防災意識や地域における互助意識を高め、また、災害時の支援体制を確立するため、今後に向けた大きな教訓とします。

第3節 計画の理念と施策の体系

1. 計画の理念

本プランの理念を定めるにあたっては、「全ての国民は、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有（※16）するかけがえのない個人として尊重される」とする障害者基本法の理念を根底とし、あたたかい福祉施策の充実による“「一人ひとりが輝くまち」、「未来に夢がもてるまち」那珂市の実現”を念頭におきながら、前プランの理念を継承することとしました。



このスローガンのもと、本プランの理念として、障がいの有無にかかわらず、地域の誰もがかけがえのない個人として尊重され、自立と自己決定により社会に参加・参画することのできる共生社会（※17）の実現をめざすこととします。

2. 基本視点

計画の理念を実現するために、各種の施策が統一された目標に向かっていけるよう、次の3つの基本視点を設定します。

基本視点1 分野を横断する総合的な支援

保健・医療・福祉・教育・雇用・生活環境・まちづくり等、地域で生活するうえで密接な関わりのある事業については、各部署における事業の推進が“障がい者施策”に結びつくという共通認識のもと、分野を横断した連携により施策を実施します。

基本視点2 ライフステージに応じた統一的な支援

誕生から学校入学、思春期、そして自立の成人期を経て高齢となるまで、生涯をとおして一貫した支援と、あわせてライフステージに応じて必要となる施策を実施します。

基本視点3 バリアフリーの推進と共生社会の実現

障がい者のための施策は、誰もが住みよい地域社会の実現に結びつきます。障がいのある人の自立と社会参加をはばむ、物理的・制度的・心理的・情報の“4つのバリア”の解消とともに、人と人がお互いを尊重し、対等につながる共生社会の実現をめざして施策を実施します。

※16 享有：生まれつき備わっていること

※17 共生社会：多様な人々が対等な立場でお互いを尊重し、支えあっても生きていく社会

3. 計画の基本目標と施策

計画の理念という“頂上”をめざし、基本視点を“道案内”として各種の施策を進めるうえで、“道標”となる6つの基本目標を掲げます。

(1) 基本目標

- 基本目標 1 保健・医療の充実（安心して健康な生活を送る）
- 基本目標 2 地域生活支援の充実（自立と地域生活を総合的に支援する）
- 基本目標 3 教育・育成の推進（明るく希望に満ちてどの子ども輝く）
- 基本目標 4 雇用・就労の支援（いきいきと働くことができる職場の確保）
- 基本目標 5 社会参加の促進（誰もが生きがい感をもって社会参加）
- 基本目標 6 住みよいまちづくり（ともに暮らす住みよいまちづくり）

(2) 施策の方向

6つの基本目標を達成するため、それぞれの目標ごとに施策の方向性を定めて体系化を図ります。

(3) 基本事業及び重点事業

障がい者施策を実施するための基本的な事業の中から、更に生涯をとおして総合的に支援するため、ライフステージごとに重点事業を設定します。

4. 施策の体系（一覧表）

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	基本事業		
ともに暮らし ともに輝くために	1 総合的な支援 分野を横断する	1 保健・医療の充実	健康づくり・障がい予防の推進	健康診査事業（母子保健） 乳児家庭全戸訪問事業 乳児保健指導事業 乳幼児育成指導事業 成人保健健康診査事業 成人保健指導事業 就園及び就学時健康診断 地域支援事業・介護予防事業		
			こころの病の予防・支援対策の推進	こころの相談事業 うつ病等広報・啓発 スクールカウンセラー配置		
			地域リハビリテーションの充実	自立支援医療 重度障がい者（児）の医療費助成 特定疾病医療費助成 地域リハビリテーションの連携促進		
		2 応じた統合的な支援 ライフステージに	2 地域生活支援の充実	障がい福祉サービスの円滑な推進	障がい程度区分認定審査会の運営 障がい程度区分の認定・サービス支給決定 地域自立支援協議会の運営 障がい福祉サービス事業者の資質向上 利用者保護促進事業	
				障がい福祉サービスの基盤整備	障がい福祉サービスの給付 障がい福祉サービスの供給確保	
				地域生活支援の充実	相談支援事業 成年後見制度利用支援事業 コミュニケーション支援事業 日常生活用具給付等事業 移動支援事業 地域活動支援センター事業 訪問入浴サービス事業 奉仕員養成研修事業 自動車運転免許取得費・改造費助成事業 日中一時支援事業	
	在宅サービスの基盤整備			障がい者手帳の交付 タクシー利用助成事業 福祉有償運送運営協議会の運営 障がい者相談員事業 日常生活自立支援事業 配食サービス事業 紙おむつ等購入費助成事業 障がい者対象公営住宅の整備 難病患者等支援事業 専門職マンパワーの確保		
	3 バリアフリーの推進 と共生社会の実現			2 地域生活支援の充実	生活安定・経済的自立の支援	障がい基礎年金の支給 特別障がい給付金の支給 特別児童扶養手当の支給 特別障がい者手当の支給 障がい児福祉手当の支給 経過的福祉手当の支給 在宅障がい者（児）福祉手当の支給 難病患者福祉手当の支給 心身障がい者扶養共済制度 外国人高齢者及び重度身体障がい者福祉手当の支給 生活福祉資金の貸付 税や各種割引・減免制度の周知

理念	基本視点	基本目標	施策の方向	基本事業
ともに暮らし ともに輝くために	1 分野を横断する 総合的な支援	3 教育・育成の推進	障がい児の育成支援	障がい児保育（保育所・幼稚園） 家庭児童相談事業 就園及び就学時健康診断（再掲） 就学指導の実施 障がい児支援体制の構築 障がい児通所支援の充実 児童虐待の防止
			特別支援教育の推進	特別支援教育コーディネーターの配置 障がい児学習指導員の配置 スクールカウンセラー配置（再掲） 通級指導の実施 特別支援学級 教職員等研修の実施 福祉教育・交流教育の実施 学校施設のバリアフリー化
		4 就労の支援・雇用の拡大	雇用・就労の場の拡大	障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進 就労支援ネットワークの活用
			職業リハビリテーションの充実	障がい福祉サービスによる就労支援事業所の確保 特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進
	2 ライフステージに 応じた統一的な支援	5 社会参加の促進	文化・スポーツ活動等の振興	障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業 スポーツ大会等への参加促進 芸術・文化活動への参加促進 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発 障がい者の読書環境の充実 障がい児の参加する生涯学習事業 障がい者交流事業
			情報提供・コミュニケーション支援の充実	コミュニケーション支援事業（再掲） 奉仕員養成研修事業（再掲） 情報のバリアフリー化の推進
			選挙における投票行動の促進	選挙情報の提供 郵便等投票制度の周知・啓発 投票所のバリアフリー化
		3 バリアフリーの推進 と共生社会の実現	6 住みよいまちづくり	バリアフリーの生活環境整備
	災害時支援・防犯対策の推進			地域防災計画の推進 災害時要援護者支援体制の構築 緊急時の情報配信の徹底 消費者被害の防犯対策の推進
	地域支援体制の整備			社会福祉協議会との連携 障がい者の虐待防止 ボランティア活動の振興 障がい者団体等活動支援
	障がいのある人についての理解の促進			福祉教育・交流教育の実施（再掲） 障がい者理解についての啓発・広報の推進

第2章

施策の展開

- 基本目標 1 保健・医療の充実
- 基本目標 2 地域生活支援の充実
- 基本目標 3 教育・育成の推進
- 基本目標 4 雇用・就労の支援
- 基本目標 5 社会参加の促進
- 基本目標 6 住みよいまちづくり

凡例

「充実」：既存の事業で、今後充実を図るもの

「継続」：既存の事業で、今後も継続して実施するもの

「新規」：今後、新規に実施を予定しているもの

◇欄の実績数値は、特に断りがない限り平成22年度末のもの。ただし、第1章第2節に記載したものについては再掲を省略

基本目標 1 保健・医療の充実

現 状

「障がい者アンケート」によると、障がいを持つことになった原因として「疾病等」をあげた人は全体の43.1%おり、認定を受けた時期を60歳以上とする人は37.4%となっています。

また、83.9%の人が月に1回以上医療機関に通院しています。中でも、統合失調症やうつ病等の精神疾患により自立支援医療(精神通院)の制度を利用して通院している人が年々増加しており、障がいのある人全体(※18)の22.0%に上っています。そのほか、乳幼児健康診査により発達の遅れ(疑い)があるとされる幼児も増加傾向にあります。

課 題

障がいのある人の健康を維持し、障がいを軽減するための医療とともに、その原因となる疾病の予防や早期発見、また発達障がいへの早期対応が重要です。

うつ病などこころの病については、その予防とあわせて精神疾患全般についての正しい知識と理解の促進が求められます。

体制としては、保健・医療施策と福祉施策の連携や地域医療とのネットワークが必要です。

目標の設定と施策の方向

- | | | |
|----------|-----------|------------------|
| 保健・医療の充実 | ・ 施策の方向 1 | 健康づくり・障がい予防の推進 |
| | ・ 施策の方向 2 | こころの病の予防・支援対策の推進 |
| | ・ 施策の方向 3 | 地域リハビリテーションの充実 |

※18 ここでは、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の各所持者及び、自立支援医療(精神通院)制度利用者の合計とした。

施策の方向1 健康づくり・障がい予防の推進

障がいの予防や早期発見・早期対応のために健康診査等の事業を実施します。また、高齢期で障がいを持つことを防止するため、介護予防を充実します。

1-1 健康診査事業（母子保健）（継続） 担当課：保険課（保健センター）

1歳6か月児健診、3歳児健診を実施します。（内容は、診察（内科・歯科）、身体計測、子育て相談、発育発達相談、栄養相談。3歳児は視力・聴力・尿検査を実施）

健診の際には、育児の悩みや不安への対応、疾病・障がいの早期発見・早期療育に努めるとともに、発達障がいや児童虐待に適切に対処できるよう、スタッフの研修参加を促します。

1-2 乳児家庭全戸訪問事業（継続） 担当課：保険課（保健センター）

生後4か月未満の乳児のいる家庭を全戸訪問し、子育て相談・子育て支援に関する情報提供を行います。

1-3 乳児保健指導事業（継続） 担当課：保険課（保健センター）

保健師や栄養士等により乳児（4・7・10・12か月児）の身体測定や発育・発達の相談、生活・育児に関する相談や保健指導を行い、病気や発達の遅れに対して、保護者の不安を軽減できるよう対応します。

1-4 乳幼児育成指導事業（継続） 担当課：保険課（保健センター）

発達面での遅れの心配がある幼児に、親子遊びと臨床発達心理士等による個別相談を行い、発達障がいの早期発見・早期支援に努めます。

1-5 成人保健健康診査事業（充実） 担当課：保険課

30歳代には生活習慣病予防健診を、また、40歳から74歳の国民健康保険加入者には特定健康診査を実施します。健診後は結果説明会等により対象者自身が結果の見方を理解し、生活改善の必要性がわかるように支援し、また、未受診者へは、訪問や広報・ポスター等による啓発を行うことで受診を促します。健康意識の向上をめざすことで、脳卒中や心筋梗塞、腎不全の発生予防を図ります。

1-6 成人保健指導事業（充実） 担当課：保険課

脳卒中や心筋梗塞、腎不全等障がいを残す疾病を予防するため、健診結果から優先順位をつけて対象者を選定し、保健指導を行います。

1-7 就園及び就学时健康診断（継続） 担当課：学校教育課

幼稚園入園あるいは小学校入学予定者に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや障がいの早期発見を図ります。

1-8 地域支援事業・介護予防事業（充実） 担当課：介護長寿課

65歳以上対象で要介護状態になることを防止するために、地域支援事業・介護予防事業を行います。

◇介護予防教室開催数：183回 参加者：実数111人、延べ2,854人

施策の方向2 こころの病の予防・支援対策の推進

こころの問題は誰にでも起こりうるものです。こころの病についての正しい知識を普及することで予防や周囲の理解を促すとともに、本人や家族等への相談支援を実施します。また、自殺の直前にはうつ病の発症が多いことから、自殺予防のためにも、治療に向けた早期対応の重要性について啓発を行います。

1-9 こころの相談事業（継続）

担当課：保険課（保健センター）

ひきこもりや不登校、精神疾患の疑いのある人、精神障がいのある人等の医療や社会生活上の悩みについて、精神科医による個別相談を行い、必要に応じて、継続した相談や訪問指導を実施します。今後は、障がい者の総合的な相談事業として組み入れる等、整理・統合を検討します。

◇実施回数：6回 相談件数：14件

1-10 うつ病等広報・啓発（継続）

担当課：保険課（保健センター）・社会福祉課

講演会の実施、広報誌やインターネットの活用、各種の保健福祉事業の際にパンフレットを配布すること等により、うつ病等の正しい知識の普及を行います。

◇講演会参加者数：155人（1回）

1-11 スクールカウンセラー配置（継続）

担当課：学校教育課

小学校・中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。

◇配置数：2人（6校） 相談件数：370件

施策の方向3 地域リハビリテーションの充実

医療費の公費負担制度である自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）や医療福祉費支給制度等の活用により通院・治療を促し、医学的リハビリテーションの推進を図ります。また、介護予防事業の一環として地域リハビリテーション体制を充実します。

1-12 自立支援医療（継続）

担当課：社会福祉課

障害者自立支援法による自立支援医療のうち、更生医療（身体の障がい改善・維持されるよう医療を実施。18歳以上の障がい者が対象）の給付を行います。また、精神通院医療については、申請事務（県が実施機関）を通して精神障がい者の状況を把握します。なお、育成医療（18歳未満の障がい児が対象）については、平成25年度に県から市への権限移譲が予定されています。

◇更生医療：2人（人工透析） 精神通院医療：623人

1-13 重度障がい者（児）の医療費助成（継続）

担当課：社会福祉課

医療福祉費支給制度により、重度の障がい者及び障がい児に対し、医療費の自己負担分について補助します。

◇対象者数：1,063人

1-14 特定疾病医療費助成（継続）

担当課：保険課

じん臓疾患による人工透析、血友病及びHIV感染症の治療に対し、医療費の一部を助成します。

1-15 地域リハビリテーションの連携促進（継続）

担当課：介護長寿課

県地域リハビリテーション事業を活用し、県指定の地域リハビリテーションステーションの医療機関と連携して地域リハビリテーション体制を充実します。

基本目標 2 地域生活支援の充実

現 状

「障がい者アンケート」によると、日常生活に何らかの介護を必要とする人が42.1%おり、その85.9%は家族による介護です。その一方、居宅介護（ホームヘルパー）の利用者は7.8%にとどまっており、福祉サービスの制度を知らない人も5.4%います。

将来については、このまま地域で家族と暮らしたいと望む人は77.8%おり、住まいについては、50.9%が障がいの状態に合わせてリフォームを行いたいと希望しています。

また、要望としては、障がい児では放課後や長期休暇時の預かりを（15.5%）、障がい者では障がい福祉サービスの事業所へ通所して訓練等を受けることをあげています（22.4%）。

課 題

施設ではなく住み慣れた地域で生活するうえでは、自立を図るためにも、さまざまな制度を適切に、また総合的に活用することが必要です。それには、障がい福祉サービスの給付や地域生活支援の事業実施はもとより、利用の第一歩となる相談支援事業の充実や各種制度等の周知徹底が重要です。

目標の設定と施策の方向

地域生活支援の充実

- ・ 施策の方向 1 障がい福祉サービスの円滑な推進
- ・ 施策の方向 2 障がい福祉サービスの基盤整備
- ・ 施策の方向 3 地域生活支援事業の充実
- ・ 施策の方向 4 在宅サービスの基盤整備
- ・ 施策の方向 5 生活安定・経済的自立の支援

施策の方向1 障がい福祉サービスの円滑な推進

障がい福祉サービスを給付するための手続きを、適切かつ円滑に実施します。また、地域での生活支援の中核となる地域自立支援協議会の機能を充実させるとともに、障がい福祉サービス事業者に対しては、適正な運営を指導します。

2-1 障がい程度区分認定審査会の運営（継続） 担当課：社会福祉課

障がい程度区分の審査及び判定（介護給付の二次判定）のほか、サービス給付の可否について意見を求めるため、審査会を設置・運営します。

◇審査会：5合議体25人 開催数：29回 審査件数：84件

2-2 障がい程度区分の認定・サービス支給決定（継続） 担当課：社会福祉課

障がい者等からのサービス利用申請について、障がい程度区分の認定を行います。介護給付及び訓練等給付の支給決定にあたっては、利用者の意向を反映したサービス利用計画に基づき支給決定を行います。

◇サービス支給決定者数：511人（平成23年10月末）

※平成24年度の法改正により、児童デイサービスを除いた人数（基本目標3 施策の方向1で詳述）

2-3 地域自立支援協議会の運営（充実） 担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

地域自立支援協議会における関係機関のネットワークにより、福祉サービスの提供体制の確保や地域における課題の解決等、障がい者等への支援体制を整備します。関係機関の連携を緊密にし、機能を充実します。運営は、市社会福祉協議会へ委託します。

◇開催数：全体会議2回、専門部会6回

2-4 障がい福祉サービス事業者の資質向上（継続） 担当課：社会福祉課

法に規定される障がい福祉サービス事業者に責務の遵守を求めるとともに、県の事業所実地指導の方針に基づき、適正な運営を指導します。

2-5 利用者保護促進事業（継続） 担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

障がい福祉サービスに関する利用者の意見や苦情については、相談窓口で迅速に対応します。また、障がい認定区分や支給決定について不服がある場合は、県の「障害者介護給付費等不服審査会」、それ以外の苦情については県の「運営適正化委員会」に申立てができる仕組みについて適切に周知します。

施策の方向2 障がい福祉サービスの基盤整備

障がいのある人の地域生活を支援するために、必要な障がい福祉サービスを提供するとともに、制度の普及・周知を行います。また、サービス供給の必要量を確保するため、事業所の体制整備を進めます。

2-6 障がい福祉サービスの給付（継続） 担当課：社会福祉課

法定の制度に基づき、障がい福祉サービスの提供を行います（下表）。また、障がい者が必要とするサービスを適切に受給できるよう、制度の広報・周知を徹底します。

◇サービス利用者数：380人（平成23年10月末）※児童デイサービスを除く。

2-7 障がい福祉サービスの供給確保（継続） 担当課：社会福祉課

障がい福祉サービスの必要量を確保・供給できるよう、既存事業所の体制の充実及び新規事業所の参入を促進します。

◇市内サービス事業所：15事業所（平成23年4月1日）

障害福祉サービスの概要

訪問系サービス	介護給付	居宅介護	自宅で入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
		重度訪問介護	重度の肢体不自由があり常に介護が必要な人に、自宅での介護から外出時の移動の支援までを総合的に行います。
		同行援護	視覚障がいにより移動が困難な人に、外出時において移動に必要な情報の提供や、その他必要な援護を行います。
		行動援護	知的障がいや精神障がいにより行動が困難で常に介護が必要な人に、外出時の移動の支援や、その他行動の際に必要な援護を行います。
		重度障がい者等包括支援	常に介護を必要とする人の中でも介護の必要性がとても高い人に、居宅介護などの障がい福祉サービスを包括的に提供します。
		短期入所	自宅で介護を行う人が病気の場合などに、短期の入所による入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
日中活動系サービス	介護給付	生活介護	常に介護を必要とする人に、施設で入浴、排せつ、食事の介護や創作的活動などの機会を提供します。
		療養介護	病院などの施設で、機能訓練や療養上の管理、看護、介護、日常生活上の援助などを行います。
	訓練等給付	自立訓練	自立した日常生活や社会生活ができるよう、身体機能や生活能力向上のための訓練を行います。（機能訓練と生活訓練があります。）
		就労移行支援	就労を希望する人に、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練や職場実習などを、一定期間の支援計画により行います。
		就労継続支援	一般企業等で働くことが困難な人に働く場の提供や、就労に必要な知識や能力の向上のための訓練を行います。
居住系サービス	給付等訓練	共同生活援助（グループホーム）	地域の共同生活の場において、相談や日常生活上の援助を行います。
	介護給付	共同生活介護（ケアホーム）	地域の共同生活の場において、入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
		施設入所支援	施設に入所する人に、主に夜間に入浴や排せつ、食事の介護などを行います。
補装具費の支給			義肢、装具、車いす、補聴器等の補装具の購入費または修理費が支給されます。

◎ 訪問系サービス：在宅で訪問を受けたり、通所などで利用するサービス

◎ 日中活動系サービス：施設等で昼間に利用できるサービス

◎ 居住系サービス：入所施設等での住まいの場におけるサービス

施策の方向3 地域生活支援事業の充実

障がい福祉サービスのうち、市町村が地域の実情に応じて実施するものとして地域生活支援事業があります。法定の必須事業（※）のほかに任意事業を設定して地域での生活に必要な支援を実施します。

※ 必須事業：相談支援事業、成年後見制度利用支援事業、コミュニケーション支援事業、日常生活用具給付等事業、移動支援事業、地域活動支援センター事業

2-8 相談支援事業（充実） 担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

相談支援事業所において、一般相談・専門相談に応じるほか、障がい福祉サービス利用計画の作成や地域移行・地域定着への支援等を包括的に実施することで、障がい者の地域生活に不可欠な相談支援体制を充実・強化します。

また、障がい児については、児童福祉法に基づく障がい児相談支援事業者による専門的な支援を実施します。

◇一般相談件数：1,000件 専門相談件数：64件

2-9 成年後見制度利用支援事業（充実） 担当課：社会福祉課

成年後見制度の利用が有効と認められる知的障がい者及び精神障がい者に対して、制度の利用を支援することにより障がい者の権利擁護を推進します。

2-10 コミュニケーション支援事業（継続） 担当課：社会福祉課

聴覚、言語障害、音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。

◇利用件数：20件

2-11 日常生活用具給付等事業（継続） 担当課：社会福祉課

介護・訓練支援用具、自立生活支援用具、在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具、排泄管理支援用具、住宅改修費（リフォーム）の給付等を行います。

◇給付等件数：824件

2-12 移動支援事業（継続） 担当課：社会福祉課

障がい者等が円滑に外出することができるよう、移動の際の介助を行います。なお、重度の視覚障がい者については、「同行援護」として障害福祉サービスの個別給付で対応します。

◇利用者数：37人 利用延べ時間：3,008時間 事業所数：18事業所

2-13 地域活動支援センター事業（継続） 担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

通所事業として、創作的活動や生産活動の機会の提供、生活訓練や社会適応訓練等を行うことにより、障がい者の自立促進と生活の質の向上を図ります。

◇市営事業所（登録者数）：1か所（56人）

広域利用事業所（登録者数）：3か所（23人）

2-14 訪問入浴サービス事業（継続） 担当課：社会福祉課

重度の身体障がい者に対し、移動入浴車により訪問して入浴介助を行います。

◇利用件数：101件

2-15 奉仕員養成研修事業（継続） 担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修します。

2-16 自動車運転免許取得費・改造費助成事業（継続） 担当課：社会福祉課

身体障がい者の自動車運転免許取得費用及び自動車改造費用について助成し、就労及び社会参加を支援します。

2-17 日中一時支援事業（継続） 担当課：社会福祉課

障がい者等に日中における活動の場を提供することで、家族の就労を支援し、また、介護者の一時的な休息を確保して負担軽減を図ります。

◇利用者数：55人 利用延べ回数：2,075回 事業所数：29事業所

施策の方向 4 在宅サービスの基盤整備

障がいのある人が、地域において快適に安心して生活できるよう、必要な環境整備を行います。制度対象の基本となる障がい者手帳の交付や障がい者相談員の設置、専門的相談に応じるためのマンパワーの確保のほか、日常生活にかかわる各種事業については、障がい福祉サービスの給付や地域生活支援事業を軸として、包括的に実施・提供します。

2-18 障がい者手帳の交付（継続） 担当課：社会福祉課

身体障害者手帳、療育手帳及び精神障害者保健福祉手帳の交付事務を行います。

2-19 タクシー利用助成事業（継続） 担当課：社会福祉課

在宅の障がい者、要介護認定者及び難病患者に対してタクシー券を交付し、通院にかかる負担を軽減します。

◇利用者数：146人

2-20 福祉有償運送運営協議会の運営（継続） 担当課：社会福祉課

福祉有償運送を適切に実施するため、地域の代表、利用者の代表、タクシー会社等の関係機関による協議会を設置・運営します。

◇有償運送実施団体：3事業所 利用登録者数：161人

2-21 障がい者相談員事業（継続） 担当課：社会福祉課

障がい者福祉の増進に熱意を持ち、地域の実情に明るい者として身体障がい者本人あるいは知的障がい者の保護者に対し、相談員の業務を委託します。相談に応じるほか指導や助言、関係機関の連絡調整等を行います。

◇相談員数：身体障がい者相談員3人 知的障がい者相談員1人

2-22 日常生活自立支援事業（継続） 担当課：社会福祉協議会

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者が安心して生活できるよう相談に応じたり、日常生活に必要な手続きや金銭管理の支援を行います。社会福祉協議会との契約による利用のため、本人の判断能力が低下した場合は、成年後見制度を活用することで支援が受けられます。

2-23 配食サービス事業（継続） 担当課：介護長寿課

ひとり暮らしの高齢者や身体が虚弱な高齢者のみの世帯、ひとり暮らしの障がい者に対して定期的に食事を届けることで、食生活の安定と健康維持を図るとともに、安否を確認し孤独感を解消します。

2-24 紙おむつ等購入費助成事業（継続） 担当課：介護長寿課

在宅の寝たきり又は認知症の高齢者、重度の身体又は知的障がい者、障がい児が使用する紙おむつ等を購入する際に、その費用の一部を助成することにより、介護にあたる家族の精神的・経済的負担を軽減します。

2-25 障がい者対象公営住宅の整備（継続） 担当課：建築指導課

障がい者対応の市営住宅の維持・管理を行います。なお、バリアフリー対応住宅は鴻巣住宅（段差無し・手すり設置、51戸）及び静住宅（手すり設置、70戸）で、障がい者対応住宅は鷺内住宅の2戸となっています。

2-26 難病患者等支援事業（継続） 担当課：社会福祉課

介護保険制度や障がい者施策の対象とならず、サービスを受けられない難病患者に対し、訪問介護・短期入所・日常生活用具給付のサービスを行います。

2-27 専門職マンパワーの確保（継続） 担当課：社会福祉課、保険課（保健センター）

特に精神障がいや発達障がいの相談支援の強化・充実のために、精神保健福祉士、社会福祉士、臨床心理士等を配置して、マンパワーの活用を図ります。

◇配置数：精神保健福祉士 2人

施策の方向 5 生活安定・経済的自立の支援

地域で自立した生活を送るうえでの第一の基盤は、経済面の安定です。そのため、障がい年金や各種手当、各種減免の制度については、対象者がもれなく受給等できるよう制度の周知を実施するとともに、福祉資金の貸付等も活用しながら経済的自立を支援します。

2-28 障がい基礎年金の支給（継続） 担当課：保険課

国民年金加入中に、一定の保険料納付要件を満たして障がい者になったとき、老齢基礎年金の受給資格を満たしている方が60歳から65歳になるまでに障がい者になったとき、または20歳前に障がい者になったときに支給します。

2-29 特別障がい給付金の支給（継続） 担当課：保険課

国民年金に任意加入していなかったことにより障がい基礎年金を受給していない障がい者に、国民年金制度の発展過程に生じた特別な事情を考慮して支給します。

2-30 特別児童扶養手当の支給（継続） 担当課：社会福祉課

心身に障がいのある20歳未満の児童を扶養している保護者に手当を支給します。

◇支給者数：手当1級 49人、手当2級 36人

2-31 特別障がい者手当の支給（継続） 担当課：社会福祉課

在宅の最重度の心身障がい者に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給します。

◇支給者数：36人

2-32 障がい児福祉手当の支給（継続） 担当課：社会福祉課

在宅の重度の障がい児に対し、経済的負担の軽減のため手当を支給します。

◇支給者数：24人

2-33 経過的福祉手当の支給（継続） 担当課：社会福祉課

改正法施行の前日（昭和61年3月31日）において福祉手当の受給資格を持つ20歳以上の人で、特別障がい者手当支給要件に該当せず、かつ障がい基礎年金を支給されない人に支給します。

◇支給者数：2人

2-34 在宅障がい者（児）福祉手当の支給（継続） 担当課：社会福祉課

在宅の重度の障がい者又は障がい児を介護している人に手当を支給します。

◇支給者数：障がい者 104人、障がい児 55人

2-35 難病患者福祉手当の支給（継続） 担当課：社会福祉課

難病患者に対し手当を支給することで、心身の安定と福祉の増進を図ります。

◇支給者数：198人

2-36 心身障がい者扶養共済制度（継続） 担当課：社会福祉課

障がい者の保護者が加入し、加入者の死亡時や障がいを負った際に、障がい者に対し共済年金が支給されます。

2-37 外国人高齢者及び重度身体障がい者福祉手当の支給（継続） 担当：介護長寿課

市内に居住する外国人高齢者及び外国人重度障がい者に対し、福祉手当を支給して福祉の増進を図ります。

2-38 生活福祉資金の貸付（継続） 担当：社会福祉協議会

低所得者や障がい者、高齢者に対し資金の貸付を行い、経済的自立と生活意欲を助長します。

2-39 税や各種割引・減免制度の周知（継続） 担当：社会福祉課

障がい者手帳の交付に伴い、その等級に応じて税金や公共交通機関等の料金、公共料金、各種施設の利用料等、各種の減免・割引制度に該当するため、その周知を図ります。

基本目標3 教育・育成の推進

現 状

「障がい者アンケート」に回答のあった障がい児のうち、知的障がいのある子が87.0%おり、そのうち発達障がいもあわせ持つ子が55.0%います。また、学齢期では、45.5%が小・中・高校の普通学校へ、31.8%が特別支援学校へ通学しています。なお、平成23年5月1日時点で、市立小・中学校の特別支援学級に在籍する子は71人（在校児童・生徒数の1.6%）、近隣の特別支援学校5校に在籍する子は、小・中・高等部の合計で72人です。

また、要望としては、「放課後や長期休暇等の対応」や「周囲の障がい児理解」（あわせて29.0%）のほか、卒業後の対策として、職業開拓や職業訓練の充実など就労に関連した支援（36.5%）や通所事業所やグループホーム等の地域生活に必要な施設の充実（52.4%）を望む声が上がっています。

課 題

障がいのある子の乳幼児期から成人まで、それぞれの年齢に対応したきめ細かい育成支援には、保健・医療・福祉・教育・雇用等の関係機関が連携して、総合的な支援を行うことが必要です。

幼稚園・保育所への就園時や小学校就学時には、特に相談支援が重要となります。保護者との信頼関係を背景に、特別支援学校の選択も視野に入れながら、関係機関による一貫した支援が望まれます。また、発達障がいについては、早期の発見と適切な指導がその後の社会性の獲得に大きな役割を果たすため、支援の充実が求められます。

更に、教育期間の終了時には、学校生活から地域での生活に円滑に移行できるよう、継続した支援も重要です。

目標の設定と施策の方向

教育・育成の推進

- ・ 施策の方向1 障がい児の育成支援
- ・ 施策の方向2 特別支援教育の推進

施策の方向 1 障がい児の育成支援

乳幼児健診等における早期発見により、適切な治療や療育指導へとつなげることに始まり、その後、成長段階に応じて関わる関係機関が連携体制を緊密にすることで、終始一貫した支援を実施します。

なお、障がいのある子への施設支援（入所・通所）については、平成24年4月より児童福祉法に一本化されます。

3-1 障がい児保育（保育所・幼稚園）（継続） 担当課：こども課、学校教育課

保護者による送迎及び集団保育が可能な障がい児に対し、保育に欠ける障がい児については保育所、それ以外の障がい児については幼稚園において保育を実施します。

◇在籍者数（加配保育士等数）：保育所 6人（5人）、幼稚園 14人（7人）

3-2 家庭児童相談事業（継続） 担当課：こども課

家庭相談員を配置し、不登校、生活習慣、発達・言葉の遅れ、非行等子どもの養育に関することについて相談、指導等を行います。

1-7 就園及び就学时健康診断（継続）※再掲 担当課：学校教育課

幼稚園入園あるいは小学校入学の予定者に実施する健康診断の機会に、発達の遅れや障がいの早期発見を図ります。

3-3 就学指導の実施（継続） 担当課：学校教育課

市障がい児就学指導委員会の設置により、障がいのある児童及び生徒に対し適正な就学指導を実施します。

3-4 障がい児支援体制の構築（充実）

担当課：社会福祉課、こども課、保険課（保健センター）、学校教育課、社会福祉協議会
障がいの発見から療育、保育、教育、就労等の各ライフステージに対応し、地域での成長を一貫して支援するため、関係機関の連携体制を作ります。

3-5 障がい児通所支援の充実（新規） 担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

発達の遅れ等による障がいの気づきから療育へ、早い段階で適切な支援につなげるため、身近な療育の場として地域の障がい児通所施設の確保・充実を行います。

◇障がい児通所施設への通所者数：59人

※平成24年4月から、障害者自立支援法による「児童デイサービス」が児童福祉法による「障がい児通所支援」に一本化される。数値は、平成23年10月末時点の制度の利用者数

3-6 児童虐待の防止（継続） 担当課：こども課、保険課（保健センター）

児童虐待については、相談体制の整備とともに医療機関や市の乳幼児健診、保育園や幼稚園、小中学校からの情報等を活用して早期発見に努めます。また、発見に至った際には、迅速な相談支援により対応し、重大な問題があるケースについては児童相談所と協議し、ネットワーク会議を開催して問題の解決を図ります。

施策の方向2 特別支援教育の推進

特別支援学校と連携しながら、特別支援教育コーディネーターや学習指導員の配置、特別支援学級や通級での指導等により障がい児の学習を支援します。また、障がいへの理解を深めるため、教職員に対して研修を行うほか、児童・生徒については、学校教育における体験学習等をとおして「福祉のこころ」を育てます。

3-7 特別支援教育コーディネーターの配置（継続） 担当課：学校教育課

各学校の職員の中から特別支援教育コーディネーターを任命・配置し、小学校及び中学校における特別支援教育の推進・充実に努めます。

◇配置校数：全校 配置数：16人

3-8 障がい児学習指導員の配置（継続） 担当課：学校教育課

障がいのある児童・生徒の在籍する学級に、学習指導のための非常勤講師を配置し、一人ひとりの能力や適性に応じたきめ細かい指導を行います。

◇配置校数：小学校6校・中学校1校 配置数：7人

1-11 スクールカウンセラー配置（継続）※再掲 担当課：学校教育課

小学校及び中学校にスクールカウンセラーを配置し、暴力行為、いじめ、不登校等の児童・生徒の問題行動等の未然防止、早期発見及び早期解決を図ります。

3-9 通級指導の実施（継続） 担当：学校教育課

小学校及び中学校の通常の学級に在籍する軽度の障がい児に対して、各教科等の指導は通常の学級で行いながら、障がいに応じた特別の指導を通級指導教室で行います。

◇通級学級数：2学級 通級児童数：15人

3-10 特別支援学級（継続） 担当課：学校教育課

小学校及び中学校に知的障がい、自閉症・情緒障がい、言語障がいの特別支援学級を設置し、障がいのある児童・生徒に対してその一人ひとりの教育的ニーズを把握し、適切な教育を通じて必要な支援を行います。

◇設置数（在籍者数）：小学校 8校・12学級（35人）

中学校 5校・12学級（36人） ※平成23年5月1日現在

3-11 教職員等研修の実施（継続） 担当課：学校教育課

特別な配慮を要する児童の普通学校への就学が多く見られる現状から、教職員の障がいに対する理解を深めるため研修を行います。

3-12 福祉教育・交流教育の実施（継続）

担当課：学校教育課

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関との連携でボランティア活動等、地域での体験学習の機会を提供し、「福祉のこころ」を育成します。また、特別支援学校との交流教育を実施します。

3-13 学校施設のバリアフリー化（継続）

担当課：学校教育課

障がい児が支障なく学校生活を送れるように学校施設のバリアフリー化を進めます。

◇小学校：スロープ7校、障害者用トイレ5校、エレベーター2校

中学校：スロープ3校、障害者用トイレ2校、エレベーター1校

基本目標4 雇用・就労の支援

現 状

「障がい者アンケート」によると、今後、正規雇用のほかパートや就労支援事業所も含め、何らかの形で「働きたい」と考えている人は41.2%（※19）おり、就労への意欲の高さが表れています。しかしながら、実際にハローワークを利用して求職活動をしたことがある人は、21.4%にとどまっている現状です。

一方、現在仕事をしている人は、仕事の内容は「満足・どちらかといえば満足」（78.0%）ですが、収入面では「不満・どちらかといえば不満」（67.0%）と感じています。

また、障がいのある子を持つ保護者においても、学校教育終了後の進路対策として、一般企業への就職促進（17.6%）、職業訓練機関の充実（19.0%）、就労支援事業所等の充実（28.6%）など、就労関連の要望が多くを占めています。

課 題

雇用の確保は、自立した地域生活を経済的に支えるために不可欠であり、また、「働きたい」という意欲に応えるためにも、就労先の開拓が必須です。そこで、ハローワークを中心とした関係機関と連携して企業等とのマッチングを図るとともに、企業等に対しては障がい者雇用の各種助成制度の周知や、障がいに対する理解啓発を進める必要があります。

また、一般就労へステップアップするための技能獲得の場として、障がい福祉サービスの訓練給付を提供する就労支援事業所の確保と充実を図る必要があります。

障がいのある子についても、教育期間終了後に自立した一個人として充実した地域生活を送るため、一般就労に向けた支援として本人への職業訓練はもとより、社会に対しては、障がい者雇用に対する理解の啓発や職場の開拓が必要です。

目標の設定と施策の方向

雇用・就労の支援

- ・ 施策の方向1 雇用・就労の場の拡大
- ・ 施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

※19 母数は、回答者のうち18歳から60歳の者

施策の方向1 雇用・就労の場の拡大

求職活動とともに大切なのが、生活面の安定です。そこで就労の支援と生活の支援を一体的に行う「障がい者就業・生活支援センター（県内福祉圏域ごとに1か所所在）」を活用しながら、ハローワークをはじめ関係機関と連携して横断的・包括的に支援します。

また、市内の企業等に対して障がい者雇用への理解・啓発を実施するとともに、障がい者が雇用されている企業等に優先的に官公需を発注することで、継続的な雇用の確保を図ります。

4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進（新規）

担当課：社会福祉課、商工観光課、社会福祉協議会

市商工会及び地域自立支援協議会と連携・協力しながら、市内の事業者に対し「障害者の雇用の促進に関する法律」に基づく障がい者雇用制度の趣旨の普及・啓発を行います。

4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進（新規）

担当課：社会福祉課

障がい者の就労支援事業所や障がい者を雇用する事業所に対して官公需を発注することにより、障がい者の仕事の確保と雇用を促進します。

4-3 就労支援ネットワークの活用（新規）

担当課：社会福祉課

ハローワークをはじめ、県内の障がい福祉圏域ごとに設置されている「障がい者就業・生活支援センター」のネットワークを活用して、障がい者の就労を進めます。

施策の方向2 職業リハビリテーションの充実

就労に対する目標意識を高め、必要な知識や技術等を習得するために、障がい福祉サービスとして、就労支援事業所において就労訓練を提供します。また、特別支援学校の卒業者や就労支援事業所の利用者の中で、就労に意欲のある人については、関係機関と連携しながら、各種の障がい者雇用促進の制度を活用し、就職から職場への適応・定着まで支援を行います。

4-4 障がい福祉サービスによる就労支援事業所の確保（継続） 担当課：社会福祉課

法定の障がい福祉サービスによる就労支援事業所を確保し、一般就労へ向けた訓練の場を提供します。

◇市内障がい者就労支援事業所数：6事業所（平成23年4月1日）

4-5 特別支援学校、就労支援事業所等から就労への移行促進（新規） 担当課：社会福祉課

特別支援学校卒業後の進路として一般就労へ、あるいは就労支援事業所での就労訓練から一般就労へとつなげるために、各種の障がい者雇用促進の制度を活用しながら、関係機関と連携して継続的に支援します。

基本目標5 社会参加の促進

現 状

「障がい者アンケート」によると、この1年の間に、芸術鑑賞・スポーツ教室・教養講座・旅行等の趣味の活動のほか、障がい者団体や地域の活動等、何らかの社会的な活動に参加した人は50.5%ですが、「今後参加したい」と回答した人は12.5ポイント増えて63.0%となっており、社会参加への意欲が表れています。

しかしながら、社会的な活動に参加しなかった半数弱の人については、その理由として「ひとりで出かけられない」(36.9%)、「どんな活動があるかわからない」(32.0%)をあげており、“移動と情報のバリア”により社会参加がはばまれている現状があります。

課 題

障害者基本法では、共生社会をめざすうえで、すべての国民が障がいの有無によって分け隔てられることなく、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保されなければならないこと、さらには、障がいのある人が活動に参加する際には、その障がいに応じた配慮（「合理的配慮」）をしなければならないこととしています。

障がいのある人の社会参加を促進するためには、「合理的配慮」を施したうえで各種活動の機会を提供することや、さまざまな地域の情報を広く周知することが重要です。それとともに、道路・交通のバリアフリー化、福祉サービスによる移動の支援やコミュニケーション手段の確保等、総合的に環境が整備された「住みよいまち」であることが必要です。

目標の設定と施策の方向

- | | | |
|---------|----------|----------------------|
| 社会参加の促進 | ・ 施策の方向1 | 文化・スポーツ活動等の振興 |
| | ・ 施策の方向2 | 情報提供・コミュニケーション支援の 充実 |
| | ・ 施策の方向3 | 選挙における投票行動の促進 |

施策の方向1 文化・スポーツ活動等の振興

文化・スポーツ・レクリエーション活動については、生きがいや楽しみを向上させる活動であるとともに、健康を保持・増進するための活動としても位置づけ、参加を支援します。

また、障がいのある人に対して活動への参加を促すばかりでなく、開催する側における「合理的配慮」について意識の啓発を行います。

5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業（新規）

担当課：生涯学習課、社会福祉課、市民協働課

障がい者の体力増進や交流促進を図るため、スポーツ・レクリエーション教室を開催します。また、地区まちづくり委員会に対し、障がい者が地域の各種教室や活動に参加できるよう理解・協力を求めています。

5-2 スポーツ大会等への参加促進（継続）

担当課：社会福祉課

「茨城県身体障害者スポーツ大会」や、知的障がい者の「茨城県ゆうあいスポーツ大会」への参加を支援します。

5-3 芸術・文化活動への参加促進（継続）

担当課：生涯学習課、社会福祉課

障がい者が各種生涯学習事業に参加する際や、障がい者団体が文化活動等を実施する際に協力・支援を行います。

5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発（新規）

担当課：生涯学習課、社会福祉課

市や各種団体が主催する文化・スポーツ活動において、障がい者の参加を進めるため、それぞれの障がいに応じた「合理的配慮」意識の普及・啓発を実施します。

5-5 障がい者の読書環境の充実（継続）

担当課：生涯学習課、社会福祉課

市立図書館において、障がい者対象の図書等を計画的に拡充するとともに、代読ボランティアの確保・充実、図書自動読み上げ機の活用を図ります。

◇代読ボランティア登録数：7人

5-6 障がい児の参加する生涯学習事業（継続）

担当課：生涯学習課

「ふるさと教室」の開設を通して、障がい児が参加できる事業を実施するとともに、健常児との交流を進めます。

5-7 障がい者交流事業（継続）

担当課：社会福祉協議会

社会参加や自立訓練のほか、障がい者や介護者同士の交流を目的として日帰り旅行を実施します。

施策の方向2 情報提供・コミュニケーション支援の充実

地域社会の総合的な情報提供を保障するため、障がいの特性に応じた方法により情報を提供するとともに、コミュニケーションを円滑にするための支援を実施します。

2-10 コミュニケーション支援事業（継続）※再掲 担当課：社会福祉課

聴覚、言語障がい、音声機能等の障がいにより意思疎通を図ることに支障がある人に対し、手話通訳者、要約筆記者等を派遣することによりコミュニケーション支援を行います。

2-15 奉仕員養成研修事業（継続）※再掲 担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

手話奉仕員、要約筆記奉仕員、点訳奉仕員、朗読奉仕員を養成研修します。

5-8 情報のバリアフリー化の推進（継続） 担当課：企画課、社会福祉課、社会福祉協議会

市広報誌等の公的な発行物について、文字による情報入手が困難な人に点訳・音訳等により情報を提供します。また、ホームページのバリアフリー化を推進し、障がい者向けの情報提供のツールとして整備します。

施策の方向3 選挙における投票行動の促進

障がいのある人が投票を行う際の配慮として、各種選挙の選挙情報の提供、投票所のバリアフリー化を進めます。また、公職選挙法における郵便等による不在者投票制度について周知・啓発を行います。

5-9 選挙情報の提供（継続） 担当課：総務課、社会福祉課

視覚障がい者への対応として、選挙公報等の情報を音声で記録して配布することについて、障がい者支援団体等と連携・協力して実施します。

5-10 郵便等投票制度の周知・啓発（継続） 担当課：総務課、社会福祉課

投票所に行くことができない障がい者等が自宅において投票をし、選挙管理委員会に郵送する制度について周知・啓発を行います。

5-11 投票所のバリアフリー化（充実） 担当課：総務課

障がい者ばかりでなく、投票をする人の利便性向上のため、スロープを取り付ける等、バリアフリーの環境を整備します。また、歩行が困難な人のために車いすを配置します。

基本目標6 住みよいまちづくり

現 状

「障がい者アンケート」によると、本市のまちづくりへの取り組みについて、「満足」「どちらかといえば満足」と回答した割合は以下のとおりです。

- ① 「障がい者理解についての啓発・広報」 50.5%
- ② 「福祉関係ボランティア活動の促進」 53.0%
- ③ 「バリアフリーのまちづくり」 37.8%
- ④ 「障がい者（児）の防犯・防災対策」 34.4%
- ⑤ 「身近な人の障がい者理解」 53.5%
- ⑥ 「まちの住みよさ」 64.8%

この結果から、ソフト・ハード両面のバリアフリー化と防犯・防災対策が、取り組むべき課題であることが明らかです。また、その他の項目についても、誰もが満足を感じられるまちづくりの達成には、多くの課題が残されていることがわかります。

課 題

障がいのある人が住みやすいまちは、誰にとっても住みやすいまちとなります。このユニバーサルデザインの考え方を念頭に置き、快適で安全な「住みよいまちづくり」を実現するため、ソフト・ハード両面のバリアフリー化の推進、防犯・防災対策の徹底、ボランティア活動や団体活動等による地域の支援体制の構築等、あらゆる視点から環境整備を図る必要があります。

目標の設定と施策の方向

住みよいまちづくり

- ・ 施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備
- ・ 施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進
- ・ 施策の方向3 地域支援体制の整備
- ・ 施策の方向4 障がいのある人についての理解の促進

施策の方向1 バリアフリーの生活環境整備

物理的・制度的・心理的・情報という“4つのバリア”のうち、特に物理的なバリアは、障がいのある人はもとより高齢者や子ども等の社会的弱者といわれる人々にとっては、生活するうえで大きな支障となります。このバリアを取り除くため、ユニバーサルデザインの考え方に基づいて、市の施設をはじめとする公共的施設のバリアフリー化を推進し、生活・移動環境の整備を行います。

6-1 福祉ガイドマップの作成（新規） 担当課：社会福祉課、市民協働課、商工観光課

市内のバリアフリーの整備状況を把握することで、障がい者の移動の利便性を確保します。また、マップの作成にあたっては、まちづくりの一環として自治組織や商業・観光関連の事業者等と連携・協力します。

6-2 公共的施設のバリアフリー化（充実）

担当課：社会福祉課、建設課、都市計画課、建築指導課、生涯学習課

市の施設（道路、公園を含む。）をはじめ、人が多く集まる商業施設や駅等の公共的な施設について、市の整備計画や「茨城県ひとにやさしいまちづくり条例」に基づいてバリアフリー化を推進するとともに、事業者に対しては、バリアフリー設備の設置についての理解・啓発を実施します。

6-3 道路・交通安全対策の推進（継続） 担当課：建設課、都市計画課

道路の歩道・車道の分離、段差解消、誘導ブロック敷設、障がい者用信号機の設置等、障がい者の移動環境の整備と安全対策を進めます。

6-4 コミュニティバス運行事業（継続） 担当課：企画課

交通の利便性向上と、公共施設等の利用活性化を図るため、市内11コースを設定して、月曜日から金曜日までコミュニティバスを運行します。今後は新たな交通システムも含め、持続可能な公共交通体系について検討します。

施策の方向2 災害時支援・防犯対策の推進

「地域防災計画」に基づく対策を基本とし、災害の発生時には「災害時要援護者支援制度」や「あん・しん・ねっと事業」による支援体制のもとで安否確認や避難誘導を行い、障がいのある人の安全を確保します。また、消費者犯罪に対する防犯対策を実施します。

6-5 地域防災計画の推進（充実）

担当課：環境安全課

「地域防災計画」に基づき災害時における障がい者の支援体制を整備するとともに、避難場所の周知や防災訓練の実施等により、一人ひとりの防災意識の向上を図ります。

6-6 災害時要援護者支援体制の構築（充実）

担当課：環境安全課、社会福祉課、介護長寿課、社会福祉協議会

市の「災害時要援護者支援制度」と、市社会福祉協議会の住民主体による見守りあいの事業「あん・しん・ねっと事業」の連携により、災害時の避難支援を実施します。

6-7 緊急時の情報配信の徹底（充実）

担当課：環境安全課、社会福祉課

緊急時等における防災無線による情報が確実に配信されるよう、聴覚障がい者に対するファックス機能付き防災無線の配布と定期メンテナンスを徹底します。

6-8 消費者被害の防犯対策の推進（充実）

担当課：環境安全課、社会福祉課

消費生活センターにおいて、消費生活情報の周知と消費者被害防止のための広報・啓発を行います。

施策の方向3 地域支援体制の整備

社会福祉協議会は、民間の自主的な活動の中核として住民参加の福祉活動を推進する一方で、行政が実施する施策を補完する機関としても重要な役割を担っています。市と社会福祉協議会とが“両輪”となって地域福祉を推進するために、今後更に連携を深めていきます。

また、障がい者虐待の未然防止や当事者団体の活動支援をとおして、障がいのある方が安心して生活するための地域支援体制を整備します。

6-9 社会福祉協議会との連携（充実） 担当課：社会福祉課

市社会福祉協議会は、独自の福祉事業はもとより、多方面にわたる市の事業を受託しており、地域福祉推進の実質的な担い手として位置づけられます。今後も、連携を強化していきます。

6-10 障がい者の虐待防止（新規） 担当課：社会福祉課、社会福祉協議会

虐待を防止することは、障がい者の尊厳を守り、自立と社会参加を保障するうえで重要です。地域自立支援協議会を活用して関係機関の連携を強化し、虐待の予防と早期発見を行います。

6-11 ボランティア活動の振興（継続） 担当課：市民協働課、社会福祉課、社会福祉協議会

協働のまちづくりを推進する一環として、「市民活動支援センター」を拠点としてボランティア活動の振興を進めます。センターの運営は、市社会福祉協議会へ委託します。

6-12 障がい者団体等活動支援（継続） 担当課：社会福祉課

障がい者団体や家族会等の活動は、当事者の互助的な役割のみならず、障がい者理解や福祉の充実を推進するための社会に向けた発信の場でもあります。引き続き、活動の活性化を支援します。

施策の方向 4 障害のある人についての理解の促進

障害者基本法では、障がいの有無によって分け隔てられることなく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有すること、障がいを理由として差別や権利利益を侵害してはいけないことが定められています。

「障がい者週間」は、これらの“基本原則”についての関心と理解を広く国民の間に深め、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の社会活動に参加することを促進するため設けられているものです。

この「障がい者週間」をはじめとして、随時、機会をとらえて障がい者理解のための広報・啓発を実施するとともに、子どものうちから「福祉のこころ」を育むため、学教教育における福祉の教育を進めます。

3-12 福祉教育・交流教育の実施（再掲）（継続） 担当課：学校教育課

「総合的な学習の時間」の活用等により、関係機関等の連携でボランティア活動等、地域での体験学習の機会を提供し、「福祉のこころ」を育成します。また、特別支援学校との交流教育を実施します。

6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進（充実） 担当課：社会福祉課

障がい者週間（12月3日から9日まで）にあわせて啓発事業を実施するほか、日常的に市広報誌、ホームページ等により障がい者理解を呼びかけることで啓発を進め、共生社会の実現をめざします。

第 3 章

重点事業と計画の推進

第 1 節 ライフステージ別重点事業

第 2 節 計画の推進

第1節 ライフステージ別重点事業

1. ライフステージ

人は、出生から就学・就労を経てリタイアするまでの間、人生の節目節目で生活が大きく変わります。障がいのある人にとっても同様に、ライフステージが変化するときには、必要な支援やサービスも変化します。

そこで、障がいのある人の一生を“乳幼児期・児童期・青年期・成人期・高齢期”の5つのステージに区分し、それぞれの時期に必要な事業を重点事業として設定します。

2. 重点事業

第2章で設定した基本事業の中から、ライフステージに応じた重点事業を選定・推進することで、年齢やライフステージ・ライフスタイルに応じて、いきいきと充実した生活が送れるよう支援します。

〈I〉 乳幼児期（胎児・新生児から就学前まで）

1. 妊産婦及び乳幼児について、心身の健康管理による疾病予防を進めます。
2. 障がいの早期発見・早期対応と、地域での療育指導体制の整備・充実を行います。
3. 家族への支援も含めた相談支援を実施します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-1 健康診査事業（母子保健）
	1-2 乳児家庭全戸訪問事業
	1-3 乳児保健指導事業
	1-4 乳幼児育成指導事業
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-1 障がい児保育(保育所・幼稚園)
	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-5 障がい児通所支援の充実
社会参加の促進	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

〈Ⅱ〉 児童期（小学校入学から中学校卒業まで）

1. 交通事故やスポーツ事故等の不慮の事故防止や、いじめや不登校等から引き起こされるこころの病の予防に努めます。
2. 普通学校における特別支援学級等の設置や、施設のバリアフリー化等により、受け入れ態勢を充実します。
3. 福祉のこころを育成する教育や、障がいのある子と障がいのない子との交流教育を進めます。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-9 こころの相談事業
	1-11 スクールカウンセラー配置
地域生活支援の充実	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
教育・育成の推進	3-4 障がい児支援体制の構築
	3-5 障がい児通所支援の充実
	3-9 通級指導の実施
	3-10 特別支援学級
	3-12 福祉教育・交流教育の実施
社会参加の促進	5-6 障がい児の参加する生涯学習事業
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

〈Ⅲ〉 青年期（高校入学から25歳頃まで）

1. 学校生活から社会生活へステージが大きく変化する中、不慮の事故や薬物依存の防止とともに、こころの病の予防を行います。
2. 障がいのある子の進学や就労について、関係機関と連携を強化しながら卒業後の生活を支援します。
3. 充実した地域生活が送れるよう、障がい者理解の推進を図りながら、通所事業所や余暇活動等の受け入れ態勢を充実します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障がい福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-6 災害時要援護者支援体制の構築
	6-10 障がい者の虐待防止
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

〈Ⅳ〉 成人期（25歳頃から64歳まで）

1. 将来、障がいを持つことにならないよう、健康診断の実施により生活習慣病等の予防・早期発見を行うとともに、こころの病の予防を行います。
2. 働きざかりで障がいを持つことになった人に対しては、障がい福祉サービスによる自立訓練や就労訓練をとおして、日常生活や職場への復帰を支援します。
3. 相談支援事業の活用により、居住の場の確保や就労支援等、障がいのある人の自立生活を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保健・医療の充実	1-5 成人保健健康診査事業
	1-6 成人保健指導事業
	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
地域生活支援の充実	2-3 地域自立支援協議会の運営
	2-6 障がい福祉サービスの給付
	2-8 相談支援事業
	2-17 日中一時支援事業
雇用・就労の支援	4-1 障がい者雇用制度の普及・啓発と雇用に対する理解の促進
	4-2 障がい者就労支援事業所等における受注と雇用の促進
社会参加の促進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住みよいまちづくり	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-6 災害時要援護者支援体制の構築
	6-10 障がい者の虐待防止
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

〈V〉 高齢期（65歳以上）

1. 要介護状態になることを予防するため、健康診断の実施による疾病の早期発見とともに、こころの病の予防を実施します。
2. 生きがいや楽しみを向上させる文化・スポーツ・レクリエーション活動への参加を進めます。
3. 65歳以上の人は介護保険制度の対象となるため、障がい福祉サービスとの連携・調整を行い、適切なサービス提供により地域での生活を支援します。

基本目標の区分	ライフステージ別重点事業
保 健 ・ 医 療 の 充 実	1-5 成人保健健康診査事業
	1-6 成人保健指導事業
	1-9 こころの相談事業
	1-10 うつ病等広報・啓発
社 会 参 加 の 促 進	5-1 障がい者スポーツ・レクリエーション教室開催等事業
	5-4 文化・スポーツ活動における合理的配慮の普及・啓発
	5-8 情報のバリアフリー化の推進
住 み よ い ま ち づ く り	6-2 公共的施設のバリアフリー化
	6-6 災害時要援護者支援体制の構築
	6-12 障がい者団体等活動支援
	6-13 障がい者理解についての啓発・広報の推進

第2節 計画の推進

1. 計画の推進体制

計画の確実な推進をめざし、事業実施の進捗状況を点検・評価するために、次の機関を設置します。

◇障がい者プラン推進委員会

推進委員会は、市議会議員、学識経験者、福祉関係団体代表（当事者を含む）、市関係代表によって構成され、障がい者プランの進捗状況の点検・評価を行うとともに、適宜、改善策を協議します。

◇障がい者プランワーキングチーム

ワーキングチームは、推進委員会の補助機関として、庁内の障がい者プラン関連部署の代表によって構成されます。

2. 事業の評価

障がい者プランのうち、「障がい者計画」において設定した「ライフステージ別重点事業」について、年次ごとに進捗状況の点検・評価を行います。

まず、障がい者プランワーキングチームにおいて、必要な調査・検討を踏まえて第一次評価を行い、その結果をもとに、障がい者プラン推進委員会において最終評価を行います。

また、「基本事業」については、ワーキングチームの各委員がその担当するものについて、市の行政評価システムに準じて事業評価を行います。

なお、「障がい福祉計画」（第4章参照）における障がい福祉サービス等の見込量、地域生活や一般就労への移行状況については、地域自立支援協議会へ諮り、必要な対策を実施します。

3. 基本目標の評価

本プランでは、基本理念『ともに暮らし ともに輝くために』のもと、施策推進の“道標”として6つの基本目標を定めています。これら基本目標についての評価は、本プランの最終年度（平成28年度）に実施することとし、次期計画策定に向けた見直しの根拠とします。

なお、今回実施した「障がい者アンケート」から把握できた「現状値」をもとに、最終年度における「目標値」を以下のとおり設定します。

基本目標	主な施策の項目	平成23年 現状値	平成28年 目標値
保健・医療の充実	*「こころの病」の予防・支援対策	37.7%	45%
	*保健・医療・福祉などのネットワーク	53.2%	60%
地域生活支援の充実	*福祉サービス等の相談体制	59.2%	65%
	*福祉サービスの利用しやすさ	55.0%	60%
教育・育成の推進	*障害児の教育・育成（全体）	45.6%	55%
	*障害児の教育・育成（障害児）	28.6%	40%
雇用・就労の支援	*雇用の場・就労の場の確保	30.7%	35%
	*職業訓練・職業能力の開発	34.7%	40%
社会参加の促進	*情報保障・コミュニケーション支援	40.0%	45%
	*月に1回程度以上の外出者割合	91.1%	95%
住みよいまちづくり	*障害者理解についての啓発・広報	50.5%	60%
	*バリアフリーのまちづくり	37.8%	45%
総 合	*身近な人の障害者「理解度」	53.5%	70%
	*まちの「住みよさ度」	64.8%	70%

第4章

第3期障がい福祉計画

第1節 計画策定の基本指針

第2節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込み

第3節 地域生活支援事業等の見込み

第1節 計画策定の基本指針

1. 計画の策定

障がい福祉計画は、障害者自立支援法に基づき、また、厚生労働大臣の定める「基本的な指針」（※19）に従って策定するものです。これにより、障がい者及び障がい児（以下、障がい者等）が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、また、必要な福祉サービスが地域において計画的に提供されるよう、その体制を確保することをめざします。

今回は、第1期計画（平成19年度～20年度）及び第2期計画（平成21年度～23年度）に続く第3期計画として、新たに平成24年度から平成26年度までの数値目標等を設定します。

2. 計画策定の基本的な指針

計画の策定にあたっては、「基本的な指針」に定める基本的理念及び基本的考え方に従って、数値目標やサービスの提供体制確保の方策等を設定します。

(1) 基本的理念

平成23年7月成立の改正障害者基本法における基本的理念（※20）を踏まえつつ、次の3つの事項について配慮することを計画策定の理念とします。

- ① 自立と社会参加を図るために、障がい者等の自己決定と自己選択を尊重
- ② サービスの実施主体である市町村への三障がい（身体・知的・精神）に係る制度の一元化によるサービスの充実
- ③ 地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス提供体制の整備

(2) 障がい福祉サービスの提供体制の確保に関する基本的考え方

計画の基本的な理念を踏まえて数値目標を設定するうえで、次に掲げる点に配慮します。

- ① 訪問系サービスの充実を図り、その提供を保障
- ② 希望する障がい者等に日中活動系サービスの提供を保障
- ③ グループホーム等の充実を図り、施設入所・入院から地域生活への移行を推進
- ④ 福祉施設から一般就労への移行を推進

※19 「障害福祉サービス及び相談支援並びに市町村及び都道府県の地域生活支援事業の提供体制の整備並びに自立支援給付及び地域生活支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針」（平成18年厚生労働省告示。平成23年12月27日改正告示）

※20 基本的理念：すべての国民が障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重され、障がい者等の自立と社会参加が確保されるものであること

(3) 相談支援の提供体制の確保に関する基本的考え方

障がい者等が地域生活を送るうえでは、適切なサービス利用を支える相談支援体制を築くことが不可欠であるため、次に掲げる点に配慮します。

- ① 相談支援の担い手の確保
- ② 「基幹相談支援センター」を設置し、地域自立支援協議会の運営を含めた相談支援体制の整備

3. サービスの数値目標の設定にあたって

「基本的な指針」では、必要な障がい福祉サービスの量を見込むにあたって、第1期及び第2期における実績を踏まえたうえで、平成26年度を目標年度として、次の2項目について数値目標を設定することとしています。

- (1) 福祉施設に入所している障がい者については、平成17年10月1日時点の入所者数の3割以上が地域生活へ移行することをめざすとともに、平成26年度末の入所者数を、同時点より1割以上削減することを基本とする。
- (2) 福祉施設から就労移行支援事業等を通じて、平成26年度中に一般就労に移行する人を、平成17年度の一般就労への移行実績の4倍以上となることをめざす。また、平成26年度末における福祉施設利用者のうち、2割以上が就労移行支援事業を利用するとともに、就労継続支援事業の利用者のうち3割はA型事業（雇用契約を結んで就労支援を行うもの）の利用をめざす。（ただし、地域にA型事業所が少ないことから、本市においてはA型事業の利用にかかる目標値は定めず、現状にあった見込み量を設定することとする。）

第2節 障がい福祉サービス及び相談支援の見込み

1. 施設入所者の地域生活への移行と就労支援

「基本的な指針」に従い、平成26年度末における福祉施設の入所者数及び地域移行者数、並びに一般就労への移行者数を次のとおり設定します。

(1) 施設入所者の地域生活への移行

項 目	数 値	備 考
基準時点の入所者数 A	86人	平成17年10月1日
目標値：Aの3割が移行 B	26人	平成26年度末
現時点までの実績 C	14人	平成22年度末
今後の移行者数	12人	B - C

平成17年10月1日時点の施設入所者数は86人で、平成22年度末までに14人が地域生活へ移行しています。今後目標達成のため、更に12人の地域移行を進めます。

また、施設入所者数については、平成23年度末時点で79人を見込んでいます。そこで、新たに福祉施設に入所する人をケアホーム等での対応が難しい、真に入所が必要な人としたうえで、目標年度における施設入所者数を、指針に従い、「Aの1割（9人）減の77人」とします。

◇地域移行者のサービス利用の見込み◇

平成26年度末までに、26人が施設を退所して地域生活に移行することを目標とするうえで、受け皿となる居住と日中活動のサービスが必要です。平成22年度までに退所した14人のうち、9人がグループホーム又はケアホームに入居しています。また、日中活動の利用内訳として、生活介護3人、自立訓練1人、就労移行又は継続支援6人、地域活動支援センター等4人となっています。

今後、目標年度までに更に12人の地域移行をめざしますが、居住のサービスとしてケアホーム等の利用を、また、日中活動については生活介護（10人）、自立訓練（1人）、就労移行支援（1人）の利用を見込みます。

●地域移行者のサービス利用の見込み

	居 住				左の日中活動の状況					
	施設 入所	旧法 入所	グループ ホーム・ケア ホー ム	在宅	生活 介護	自立 訓練	就労移 行支援	就労継 続支援	地域活動 支援セン ター等	旧法
平成17年10月1日時 点の入所者 A	86		—	—	—	—	—	—	—	—
①Aの平成22年度末 の利用状況	62	10	9	5	57	2	8	5	4	10
②Aの平成26年度末 の利用状況	60	0	21	5	67	3	9	5	4	0
③平成26年度末まで の地域移行者の状況	—	—	26		13	2	6	1	4	—

(2) 福祉施設から一般就労への移行

項 目	数 値	備 考
平成26年度中の目標値	4人	福祉施設から一般就労へ移行 する人の数

一般就労への移行については、障がい者雇用の理解・啓発を進めながら、平成26年度中に4人が、福祉施設での就労移行支援事業等を経て一般就労することをめざします。この目標を達成するため、県の福祉及び労働部局、ハローワークなどの関係機関と連携していきます。なお、平成17年度から平成23年度（※平成24年1月末現在）までの間に一般就労に移行した人は4人です。

2. 指定障がい福祉サービス量等の見込み

(1) 指定障がい福祉サービス及び指定地域相談支援・指定計画相談支援の見込み

目標年度である平成26年度までの各年度の指定障がい福祉サービス量を、下表のとおり見込みます。数値を見込むにあたっては、サービスの支給決定者数や現に利用している人の数、一人あたりの利用量を考えに入れながら、これまでの実績により設定することを各サービスに共通する視点とします。

●指定障がい福祉サービス量及び指定相談支援の見込み

区 分		単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1. 訪問系サービス	1 居宅介護	人	39	34	45	50	55
		時間	881.5	647.5	900	1,000	1,100
	2 重度訪問介護	人	2	2	3	4	4
		時間	1,040	1,202.5	1,800	2,400	2,400
	3 同行援護	人			7	8	10
時間				70	80	100	
4 行動援護	人	0	0	0	0	1	
	時間	0	0	0	0	30	
5 重度障がい者等包括支援	人	0	0	0	0	1	
	時間	0	0	0	0	200	
2. 日中活動系サービス	6 生活介護	人	72	88	98	105	112
		人日	1,465	1,836	2,156	2,310	2,464
	7 自立訓練(機能訓練)	人	2	1	1	1	1
		人日	39	17	22	22	22
	8 自立訓練(生活訓練)	人	16	11	14	17	21
		人日	220	165	224	306	420
	9 就労移行支援	人	36	41	52	58	65
		人日	584	657	884	1,044	1,235
	10 就労継続支援(A型)	人	0	0	1	2	2
		人日	0	0	22	44	44
11 就労継続支援(B型)	人	52	66	82	102	128	
	人日	861	893	1,476	1,836	2,304	
12 療養介護	人	0	0	3	3	3	
	人日	0	0	93	93	93	
13 短期入所	人	17	13	15	17	20	
	人日	167	103	150	170	200	
3. 居住系サービス	14 グループホーム	人	9	12	15	18	21
	15 ケアホーム	人	17	26	35	44	54
	16 施設入所支援	人	64	76	79	78	77
4. 相談支援	17 相談支援	人/年	2	1			
	18 計画相談支援	人/年			192	224	255
	19 地域移行支援	人/年			9	9	10
	20 地域定着支援	人/年			3	5	5

注① 単位：「人」は月間の実利用者数、「時間」「人日」は月間延べ量。ただし、相談支援は年間の実利用者数

注② 平成22年度及び23年度は当該年度の10月の実績

〈1. 訪問系サービス〉

表中、1から5までの「居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、重度障がい者等包括支援」については、障がい者数の増加や高齢化に対応し、自立した生活を支える不可欠のサービスとして、今後も年々増加するものと見込みます。なお、「同行援護」は、平成23年10月に新設されたもので、重度の視覚障がい者の中で、制度新設まで居宅介護（通院介助）や移動支援事業を利用していた人の実績からサービス量を見込みます。

〈2. 日中活動系サービス〉

「6生活介護」や「8自立訓練（生活訓練）」は、入院中の精神障がい者の地域移行後の利用もあわせて見込みます。また、「9就労移行支援」及び「11就労継続支援（B型）」は、これまでも着実に利用が増えており、加えて特別支援学校高等部の卒業生の進路としての利用も見込まれます。

「12療養介護」は、病院において医学的管理のもと日常の介護を受けるもので、児童福祉法の改正により、それまで18歳を超えて児童の医療型施設に入所していた人（いわゆる加齢児）が、平成24年度から障害者自立支援法の対象となるため、この改正による対象者の利用を見込みます。

〈3. 居住系サービス〉

福祉施設を退所して地域生活への移行をめざす人のほか、入院中の精神障がい者の地域移行者数を念頭に置き、居住の場として「15ケアホーム」の利用を見込みます。また、「16施設入所支援」においては、最終年度の入所者数の目標（77人）を達成する過程として、年度ごとの見込み量を設定します。

〈4. 相談支援〉

「18計画相談支援」は、サービスを利用するすべての人を対象に「サービス等利用計画」を作成するもので、各サービスの実利用者数をもとに見込みます。「19地域移行支援」は、入所・入院している人について、退所・退院後に地域生活に円滑に移行できるよう支援計画を作成するもので、地域移行の目標値をもとに見込みます。また、「20地域定着支援」は、退所・退院後の地域生活を支援するもので、地域移行者の利用を見込みます。

見込み量については、いずれの相談支援も、年間の実利用者数を見込んで設定します。

(2) 指定障がい福祉サービス及び指定地域相談支援・指定計画相談支援の実施と見込み量の確保

〈1. 訪問系サービス〉

「1 居宅介護」・「2 重度訪問介護」は、6 事業所（※平成23年10月現在の市内の事業所数。以下同じ）がサービスを提供しています。引き続き必要なサービス量が確保できるよう、事業所に対して働きかけを行うとともに、近隣市町村にある事業所の広域的な利用も進めます。

また、「3 同行援護」については、サービス提供体制を確保するため、既存の事業所に対して、制度の趣旨と必要性の啓発、立ち上げ支援等の働きかけを行います。

〈2. 日中活動系サービス〉

「6 生活介護」及び「8 自立訓練(生活訓練)」は、それぞれ1 事業所が実施、「9 就労移行支援」・「11 就労継続支援(B型)」は5 事業所が実施しており、うち1 事業所は「就労継続支援(A型)」を併設しています。また、「13 短期入所」は、4 事業所で受け入れています。

「12 療養介護」は医療機関で実施されるもので、利用が見込まれる対象者に対しては、事業の指定を受けた病院においてサービスを提供します。

年々増加する利用者に対応するため、各事業所の定員に対する利用者の割合や、近隣の事業所の利用状況に注意を向けながら、必要なサービス量の供給確保に努めます。

〈3. 居住系サービス〉

「14 グループホーム」は7 か所、「15 ケアホーム」は3 か所、「16 施設入所支援」は1 か所、それぞれ設置されています。特にグループホーム及びケアホームは、地域移行者の居住の場として今後も需要が見込まれるため、空き状況や入居待機者の動向について、随時、事業所と情報の共有を図ります。

〈4. 相談支援〉

障害者自立支援法の改正により、平成24年度から相談支援の一層の充実が図られることにともない、相談支援事業所の確保と充実が課題となります。

「18 計画相談支援」では、すべてのサービス利用者を対象として「サービス等利用計画」を作成します。この事業を行う「指定特別相談支援事業所」は、市が事業所の指定を行うため、指定にあたっては「質」と「量」の両面に配慮しながら、事業所を確保します。

一方、「19 地域移行支援」及び「20 地域定着支援」では、県の事業所指定による「指定一般相談支援事業所」において相談支援が提供されます。円滑な地域移行や緊急時の対応等において、適切で手厚い支援体制が望める事業所を確保します。

第3節 地域生活支援事業等の見込み

1. 地域生活支援事業の見込み

(1) 地域生活支援事業の見込み

地域生活支援事業の事業量を、下表のとおり見込みます。

●地域生活支援事業の実施の見込み

区 分		単位	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度		
必 須 事 業	1. 相談支援 事業	相 談 支 援 事 業	か所	3	3	3	3	3	
		基幹相談支援センター	有・無	/	/	有	有	有	
		相談支援機能強化事業	有・無	有	有	有	有	有	
	2. 成年後見制度利用支援事業		利用者	0	1	1	1	1	
	3. コミュニ ケーション 支援事業	手 話 通 訳 者 ・ 要約筆記者派遣事業	利用者	4	3	4	5	5	
	4. 日常生活 用具給付等 事業	介護・訓練支援用具	件数	2	1	1	1	1	
		自立生活支援用具	件数	11	9	10	10	10	
		在宅療養等支援用具	件数	1	1	2	2	2	
		情報・意思疎通支援用具	件数	6	10	7	7	7	
		排泄管理支援用具	件数	803	836	911	993	1,082	
	5. 移動支援事業		利用者	37	30	32	35	38	
			延時間	3,008	3,240	3,840	4,200	4,560	
	6. 地域活動支援センター		市内	か所	1	1	1	1	1
				利用者	56	50	52	54	55
			市外	か所	3	3	3	3	3
利用者				23	30	33	36	40	
任 意 事 業	7. 日中一時支援事業		利用者	55	75	60	65	70	
			延日数	2,075	3,150	2,880	3,120	3,360	

※ 平成23年度は、年度末までの見込み

※ 「6 地域活動支援センター」欄中、「市外」のセンターは水戸市（1か所）及びひたちなか市（2か所）

(2) 地域生活支援事業の実施と見込み量の確保

〈1. 相談支援事業〉 〈2. 成年後見制度利用支援事業〉

市内の1事業所及び広域利用の2事業所において、一般的な相談に加え、専門的職員を配置した相談支援の機能強化事業を実施します。また、「指定一般相談支援事業所」へは「基幹相談支援センター」としての業務を委託します。これにより、地域における総合的な相談業務や地域自立支援協議会の運営のほか、障がい者の権利擁護のための成年後見制度利用支援や虐待防止などの実施拠点を確保します。

〈3. コミュニケーション支援事業〉

茨城県聴覚障害者福祉センター「やすらぎ」に手話通訳者や要約筆記者の派遣を委託し、聴覚や言語に障がいのある人の社会参加を支援します。また、手話通訳者・要約筆記者の養成研修について、センターと連携して実施します。

〈4. 日常生活用具給付等事業〉

用具の種類ごとに、対象要件に照らして適切に給付等を実施します。また、用具の取り扱い事業者に対しては、給付基準にあった規格により商品を提供するよう随時指導を行い、公費負担の適正化に努めます。

〈5. 移動支援事業〉

障がい者等の社会参加や活動を促進するうえで重要な事業であり、利用者数は横ばいでも一人あたりの利用時間は増加しています。必要なサービス量を提供できるよう、委託事業所を確保します。

〈6. 地域活動支援センター〉

市立の1センター及び広域利用の3センターが、障がい者の身近な居場所として受け入れを実施しています。創作活動などの余暇活動だけではなく、センターの機能強化として、社会適応訓練や医療・福祉・地域の連携、障がいに対する理解・啓発などの事業の実施が求められており、雇用・就労が困難な障がい者の地域生活の場となるよう、サービス内容の一層の充実を働きかけます。

〈7. 日中一時支援事業〉

障がい児の「学童保育」としての利用については、平成24年度から改正児童福祉法による「放課後等児童デイサービス」に移行します。これに係る利用者の減少を考慮して、これまでの実績によりサービス量を見込みます。障がい者等の介護を地域で支えるためにも、

今後とも利用の増が見込まれるため、サービスの必要量を提供できるよう、引き続き事業所の確保を行います。

2. 障がい児通所支援の見込み

平成24年度から、障がい児の通所支援は児童福祉法に一本化されます。これにより、障害者自立支援法に基づく本計画においては策定の対象外となりますが、障がい児についても、今後のサービス見込み等についてあわせて定めることとします。

(1) 児童発達支援及び放課後等デイサービスの見込み

障害者自立支援法による「1 児童デイサービス」は、新制度のもとで、未就学児が通所する「2 児童発達支援」と、就学児が通所する「3 放課後等デイサービス」として支援が継続されます。これまでの実績を踏まえ、目標年度までのサービス量を下表のとおり見込みます。

●障がい児通所支援の見込み

	区 分	単位	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度
1	児童デイサービス	人	48	51			
		人日	393	491			
2	児童発達支援	人			19	21	22
		人日			228	252	264
3	放課後等デイサービス	人			43	46	50
		人日			645	690	750

注① 1は障害者自立支援法によるサービス。2及び3は児童福祉法によるサービス

注② 単位：「人」は月間の実利用者数、「人日」は月間延べ日数

注③ 平成22年度及び23年度は当該年度の10月の実績

(2) 指定障がい児通所支援事業所及び指定障がい児相談支援事業所の確保

障害者自立支援法に基づく児童デイサービス事業所が、そのまま改正児童福祉法による「児童発達支援事業所」及び「放課後等デイサービス事業所」とみなされるため、既存の市内3事業所でサービスを提供します。また、地域の中核的・専門的な療育支援機関として設置される「児童発達支援センター」を活用し、保育所や幼稚園等の障がい児を預かる施設への援助・助言を実施します。

障がい児が通所サービスを利用するにあたっては、「障がい児支援利用計画」を作成します。利用計画の作成や専門的な相談支援を実施する機関として、市の指定により「障がい児相談支援事業所」を確保します。



資料

那珂市障害者プラン推進委員会設置要項

(設 置)

第1条 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第11条及び障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第88条の規定に基づき、那珂市障害者プランを策定し、推進するため、那珂市障害者プラン推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 障害者プランの策定
- (2) 障害者プランの推進
- (3) 障害者プランの進捗状況の管理
- (4) 障害者プランの調整
- (5) その他必要と認める事項

(構 成)

第3条 委員会の委員は、20人以内とし、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 副市長
- (2) 市議会議員
- (3) 学識経験者
- (4) 福祉関係団体代表者
- (5) 市関係職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員長は副市長を、副委員長は委員長が委員の中から指名した者をもって充てる。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(任 期)

第5条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(会 議)

第6条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、必要に応じて委員長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員長が必要と認めたときは、会議に委員以外の者を出席させることができる。

(庶 務)

第7条 委員会の庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補助機関)

第8条 委員会の補助機関として、那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置することができる。

(補 則)

第9条 この要項に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則（平成19年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成23年告示第23号）

この要項は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第95号）

この要項は、平成23年8月5日から施行する。

障害者プラン推進委員会委員

所	属	職 名	氏 名
市議会議員	議会	教育厚生常任委員会委員長	小 沼 博 恭
学識経験者	常陸大宮保健所	保健指導課長	武 藤 章 代
	勝田養護学校	進路指導主事	富 田 慎
	那珂医師会	副会長	小野瀬 好 良
	水戸公共職業安定所	雇用指導官・就職促進指導官	會 澤 千 秋
	茨城女子短期大学	保育科講師	安 藤 みゆき
	身体障害者相談員		藤 田 十 九
	知的障害者相談員		岩 上 隼 子
福祉関係者	民生委員・児童委員	障害者委員会委員長	平 澤 公 明
	身体障害者の会	会長	軍 司 有 通
	心身障害児者親の会	会長	松 山 久 江
	手をつなぐ育成会	会長	仲 田 和 人
	つくしんぼの会		住 谷 ふさえ
	ボランティア連絡協議会	会長	舘 祝 子
	手話サークルじゃがいも	会長	飛 田 寿 人
	社会福祉協議会	事務局次長	寺 門 広 司
市 関 係	教育委員会	教育長	秋 山 和 衛
	福祉事務所	所長	秋 山 悦 男
事 務 局	社会福祉課	課長	鹿志村 貢
		課長補佐（総括）	園 部 勢津子
		障害者支援グループ長	小 橋 聡 子
		障害者支援グループ主査	小 林 邦 彦

那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項

(設 置)

第1条 那珂市障害者プラン推進委員会設置要項（平成19年那珂市告示第96号）第8条の規定に基づき、那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム（以下「ワーキングチーム」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 ワーキングチームは、次に掲げる事項について調査及び検討し、那珂市障害者プラン推進委員会（以下「委員会」という。）へ報告するものとする。

- (1) 障害者プランの策定
- (2) 障害者プランの進捗状況
- (3) 障害者プランの点検・評価
- (4) その他必要と認める事項

(委 員)

第3条 ワーキングチームの委員は、別表に定めるものの中から市長が任命する。

2 前項に定めるもののほか、市長は必要に応じ、専門的知識を有する者を委嘱することができる。

(任 期)

第4条 委員の任期は、平成29年3月31日までとする。ただし、その所属において任命された委員の任期は、その所属にある期間とする。

(会長及び副会長)

第5条 ワーキングチームには、互選により会長及び副会長を置く。

2 会長は、会務を総理し、ワーキングチームを代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会 議)

第6条 ワーキングチームの会議は、必要に応じ会長が招集し、会議の議長となる。

(庶 務)

第7条 ワーキングチームの庶務は、保健福祉部社会福祉課において処理する。

(補 則)

第8条 この要項に定めるもののほか、ワーキングチームの運営に必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年告示第22号）

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成20年告示第59号）

この要項は、公布の日から施行する。

附 則（平成21年告示第34号）

この要項は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年告示第96号）

この要項は、公布の日から施行し、改正後の那珂市障害者プラン推進ワーキングチーム設置要項の規定は、平成23年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

課 名 等	グ ル ー プ 名	担 当
企 画 課	企画調整グループ	総合計画
環 境 安 全 課	防災・交通グループ	防災
社 会 福 祉 課	障害者支援グループ	全般
こ ど も 課	子育て支援グループ	障害児福祉
保健センター	健康増進グループ、母子保健グループ	保健、障害児者福祉
商 工 観 光 課	商工・企業誘致グループ	雇用促進
都 市 計 画 課	都市計画グループ、都市整備グループ	都市計画、道路整備
建 築 指 導 課	住宅・営繕グループ	住宅整備
学 校 教 育 課	学務・施設グループ	障害児教育
生 涯 学 習 課	社会教育グループ	生涯学習

障害者プラン推進ワーキングチーム委員

所 属	職 名	氏 名
企 画 課	企画調整グループ長	茅 根 政 雄
環 境 安 全 課	防災・交通グループ係長	田 口 裕 二
社 会 福 祉 課	障害者支援グループ長	小 橋 聡 子
こ ど も 課	子育て支援グループ長	藤 咲 富 士 子
保 健 セ ン タ ー	健康増進グループ精神保健福祉士	金 澤 ひろ子
商 工 観 光 課	商工・企業誘致グループ係長	秋 山 雄 一 郎
都 市 計 画 課	都市整備グループ係長	海 野 英 樹
建 築 指 導 課	住宅・営繕グループ係長	松 本 啓 二
学 校 教 育 課	学務・施設グループ長	柴 田 秀 隆
生 涯 学 習 課	社会教育グループ長	桧 山 達 男

ス ケ ジ ュ ー ル

日 程	会 議 名	内 容
平成23年 4月～5月		障害者アンケート実施
5月11日	第1回ワーキングチーム会議	本年度の作業概要説明
6月10日	(ワーキングチーム作業)	基本事業の選定
6月24日	(ワーキングチーム作業)	H22年度重点事業の点検・評価(案作成)
6月29日	(ワーキングチーム作業)	H22年度重点事業の点検・評価(確認)
7月27日	第1回推進委員会	H22年度重点事業の点検・評価
9月9日	第2回ワーキングチーム会議	「障がい者計画」素案の作成
9月28日	第2回推進委員会	同素案の検討
12月9日	第3回ワーキングチーム会議	プラン原案(「障がい者計画」及び「第3期障がい福祉計画」)の作成
平成24年 1月11日	第3回推進委員会	同原案の検討
2月14日～ 3月13日		パブリックコメントの実施
2月29日	市地域自立支援協議会	「第3期障がい福祉計画」の諮問
3月		障がい者プラン策定

那珂市障がい者プラン（那珂市障がい者計画・障がい福祉計画）

発 行 平成24年3月

発行者 茨城県那珂市

編 集 那珂市保健福祉部社会福祉課

〒311-0192 茨城県那珂市福田1819-5

電 話：029（298）1111

F A X：029（295）4244
